

京都府立大学等スポーツ施設整備基本計画

令和 8 年 3 月

京都府公立大学法人

目次

1. 計画概要	1	5. 設備計画	28
1.1. 計画策定の趣旨.....	1	5.1. スポーツ施設の機械設備計画.....	28
1.2. スポーツ施設の整備基本方針.....	1	5.2. スポーツ施設の電気設備計画.....	29
1.3. 下鴨キャンパスの施設整備方針.....	1	5.3. 機械設備計画 / 段階整備計画.....	31
1.4. 本計画の整備基本方針を推進するうえで重要かつ効果的な財源.....	1	5.4. 電気設備 / 段階整備計画.....	31
2. スポーツ施設の将来配置計画	1	6. 運営管理体制等の計画	32
2.1. 既存のスポーツ施設の概要.....	1	6.1. 計画対象施設等の業務内容.....	32
2.2. 本計画の対象施設概要.....	2	6.2. 運営管理体制等の計画.....	32
2.3. 本計画の対象施設の遵守すべき主な法令等.....	2	7. 概算事業費	32
2.4. スポーツ施設の将来配置イメージ及び将来動線イメージ図.....	3	8. 整備手法	33
2.5. 計画対象施設の配置計画検討.....	4	8.1. 整備手法とは.....	33
2.6. 計画対象施設の配置計画・動線計画.....	7	8.2. 本計画の対象施設の整備に係る業務内容の整理.....	33
2.7. 本計画の計画対象施設の実現に向けた整備ステップ.....	8	8.3. 整備手法の一例及び期待される効果.....	33
3. 防災計画	15	8.4. 検討目的.....	33
3.1. 京都府の計画等.....	15	8.5. 整備手法の提案.....	34
3.2. 京都市の計画等.....	17	9. 整備イメージ	35
3.3. 災害後の下鴨キャンパスの役割について.....	17	9.1. 鳥瞰図.....	35
3.4. 目指すべき耐震安全性能.....	18	9.2. アイレベル①（体育館兼講堂の様子）.....	36
3.5. 防災備蓄品の計画.....	18	9.3. アイレベル②（正門通り・大学会館前の様子）.....	37
4. 導入機能及び施設規模の計画	19	9.4. アイレベル③（体育館兼講堂と弓道場の様子）.....	38
4.1. 計画方針.....	19	10. 整備スケジュール（最短で行った場合のシミュレーション）	39
4.2. 体育館兼講堂の前提条件.....	19	11. 基本設計業務における配慮事項	40
4.3. 計画対象施設の導入機能.....	21	11.1. 下鴨キャンパス全体.....	40
4.4. 体育館兼講堂 / 1階・2階平面図.....	22	11.2. スポーツ施設.....	40
4.5. 体育館兼講堂 / 3階・スタンド席階平面図.....	23	11.3. 外構.....	40
4.6. 体育館兼講堂 / 断面図.....	24	11.4. 施工計画等への配慮.....	40
4.7. クラブボックス / 平面図・断面図.....	25	11.5. 開業準備、運営業務への配慮.....	40
4.8. 観覧スタンド・屋外ステージ・弓道場 / 平面図・断面図.....	26		
4.9. グラウンド活用イメージ.....	27		

1. 計画概要

1.1. 計画策定の趣旨

京都府立大学等スポーツ施設整備基本計画（以下「本計画」という。）は、京都府立大学（以下「府立大」という。）の下鴨キャンパス内に位置する第1体育館兼講堂の建て替え等と併せて、府立大と同一法人である京都府立医科大学（以下「医大」という。）との教養教育共同化を効率化するため、現在医大の3キャンパス（下鴨キャンパス、河原町キャンパス、花園キャンパス）に散在するスポーツ施設機能を下鴨キャンパスの1エリアに集約するとともに、両大学のスポーツ環境を整備する基本計画を策定するものである。

なお、令和5年3月に府立大が策定した「京都府立大学施設整備基本計画書（以下「過年度計画」という。）との整合を図り、下鴨キャンパスの施設・設備・敷地を有効に活用する。

1.2. スポーツ施設の整備基本方針

本計画では、高まる都市災害リスクや快適な教育・課外活動環境の不足に対し、過年度計画において示された府立大の将来像・まちに果たすべき機能が早期に実現することを目指すため、以下の内容に留意する。

- ・本計画の対象施設の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」並びに「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、学生・教職員はもとより、全ての利用者に安心・安全でユニバーサルデザインに基づく空間を提供する。
- ・下鴨キャンパスの府立大グラウンドは地域の広域避難場所にも指定されており、避難者の収容拠点としては本計画の対象施設である体育館兼講堂が主体となることが想定される。故に災害時にも即時に対応できるよう、耐震安全性等の確保、備蓄庫の整備など様々な非常時に対応できるよう、本計画を定める必要がある。
- ・京都市のハザードマップのうち賀茂川に係る水害マップにおいて、下鴨キャンパスの一部は0.5m～3m未満の浸水想定区域に入っており、これらを想定した整備を検討しておく必要がある。
- ・限られた空間に府立大・医大のスポーツ施設機能を集約し、かつ一般利用にも供しながら、防災機能も持たせることから、省スペースかつ多機能な施設整備が求められる。
- ・本計画の対象施設は府立大・医大の教育・研究活動及び課外活動での使用を大前提としつつ、府民の健康福祉や地域活性化等にも資することを目指し、府民の一般利用にも供する。また、「学生のまち京都」の公立大学として、一般利用にも供するエリアについては、2大学に限らず、広く学生がスポーツ・文化芸術等幅広い活動を屋内外で発表・配信し、地域・社会と交流する場としても活用する。

以上の留意点を踏まえ、スポーツ施設の整備基本方針を以下のとおり設定した。

効率的・効果的かつ段階的な再整備による、学び・暮らしの基盤と持続可能な地域社会の実現

- ・下鴨キャンパス内の施設老朽化対策が、学生・地域住民の居場所や「文理融合・文化創造・文化発信」の土壌を生み出し、学生・地域住民による下鴨キャンパスの魅力発信・コモンスペースの強化がヒト・コトの交流促進に繋がるような好循環を目指す。
- ・効率的・効果的な既存機能・施設の共同化・共用化を図り、文教地区としての北山エリアのブランディングに寄与する再整備を、効果的な財源や民間ノウハウを活用し、推進する。

1.3. 下鴨キャンパスの施設整備方針（過年度計画から主なものを転記）

過年度計画においてとりまとめた下鴨キャンパスの施設整備方針の主なものは以下のとおりである。なお、下鴨キャンパスの施設整備方針は、前項の趣旨に合わせ継続して見直しを検討する。

01 まちとつながり、地域と共に生きるキャンパス

- ・既存施設・周辺整備と連携した一体的なキャンパス整備を行なうため、北山エリアと地域連携ゾーンをつなぐ「つながりのみち」、キャンパスの東西をつなぐ「集いのみち」、学舎をつなぐ「学際のみち」を整備する。
- ・地域に根ざした大学であり続けるために、周辺環境や景観と十分に調和した施設とする。
- ・地域に開かれたキャンパスとする一方で、大学施設として安心・安全でセキュリティに配慮した施設とする。また、災害に強い施設とすることで、地域の防災拠点としての役割も担う。

02 学部・学科の枠を超えるコミュニケーションキャンパス

- ・学部学科再編に対応した施設整備をしながらも、枠を超えたコミュニケーションを促すため、キャンパスの「見える化」を行う。
- ・ラーニングcommons、PBL 会議室、自習室等の学生支援機能の拡充に加え、学際のみちをはじめとするフリースペースを多く設置することで、学生・教職員の出会いを増やし、「文理融合・学際化」を目指す。
- ・学生の溜まり場となるような、光と緑が溢れる中庭・緑道をキャンパス内に計画する。
- ・情報技術を活用し、下鴨キャンパス・精華キャンパスのネットワークを強化するなど、ソフト面からも学生間のコミュニケーションをサポートする。

03 50年先を見据えた持続可能なキャンパス

- ・温暖化に対応するため、高効率・省エネルギー設備を基本としながら、太陽光発電パネルやクールチューブなど自然エネルギーの積極的な採用を検討する。
- ・森林系学科をもつ大学として、カーボンニュートラルに向けた木材の利用促進に努める。
- ・施設整備に当たり、これらのサステイナブルな取り組みを客観的・定量的に評価することで、各種補助金を活用し、総事業費の圧縮を図る。

1.4. 本計画の整備基本方針を推進するうえで重要かつ効果的な主な財源

整備基本方針とも親和性が高く、本計画にとって重要かつ効果的な主な財源は以下のとおりであり、本計画の策定にあたっては以下の財源の要綱に留意した。

整理 No.	財源名	財源の区分	対象経費（財源要件）	充当率	交付税措置率
1	緊急防災・減災事業（緊防債）	地方債	大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 ・災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部室、災害対策本部事務室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）	100%	70%
2	脱炭素化推進債（脱炭素債）	地方債	公共施設等を ZEB 基準に適合させるための改修事業等（空調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く）など）	90%	50%

2. スポーツ施設の将来配置計画

2.1. 既存のスポーツ施設の概要

府立大及び医大の下鴨キャンパスにおける主なスポーツ施設の概要は以下のとおりである。

整理 No.	施設名	規模、主な機能等
1	第1体育館	・延べ面積 2,226 m ² 、競技面 2 面
2	第2体育館	・延べ面積 1,283 m ² 、武道室、トレーニング室 等
3	クラブボックス	・58 室
4	グラウンド	・約 30,000 m ² （水平部約 22,000 m ² ）、土舗装
5	仮設体育館	・675.21 m ² 、競技面 1 面
6	テニスコート	・ハードコート 2 面、クレーコート 5 面
7	アーチェリー場	・3 人立ち、矢道（土舗装）
8	医大グラウンド（京都学・歴彩館西側）	・約 4,200 m ² 、土舗装
9	医大クラブボックス	・2 室

医大の河原町キャンパスにおける主なスポーツ施設の概要は以下のとおりである。

整理 No.	施設名	規模、主な機能等
1	体育館	・ 延べ面積 1,173 m ² 、競技面 1 面
2	クラブボックス	・ 27 室（うち 1 室は広小路キャンパス）
3	テニスコート	・ オムニコート 1 面

医大の花園キャンパスにおける主なスポーツ施設の概要は以下のとおりである。

整理 No.	施設名	規模、主な機能等
1	グラウンド	・ 約 4,000 m ² 、土舗装
2	体育館	・ 延べ面積 1,285 m ² 、競技面 1 面、武道場 等
3	弓道場	・ 6 人立ち近的(28m)
4	テニスコート	・ クレーコート 2 面

2.2. 本計画の対象施設概要

本計画の対象施設は以下の施設とする。

整理 No.	施設名	主な整備内容	主な利用方法
1	体育館兼講堂	・ 第一体育館の現地建替 ・ 競技面 2 面 ・ 多目的競技面 ・ 更衣室、器具庫、防災倉庫、等	・ 各種式典、学内イベント、授業、部活・サークル活動 ・ 地域開放（地域住民利用、学生イベント、地域イベント等） ・ 民間テナント（飲食、軽サービス等）
2	弓道場	・ 花園キャンパスからの移設 ・ 近的 6 人立ち ・ 練習室、倉庫、等	・ 部活動 ・ 地域開放（京都市内の高校弓道部等）
3	クラブボックス	・ 現地建替 ・ 1 室 18 m ² ×90 室	・ 部活・サークル活動 ・ 余剰室や一部エリアは地域開放（地域住民利用）、民間テナント（飲食、軽サービス、SNS 配信スタジオ、動画編集室等）
4	屋外ステージ	・ 新築 ・ 敷地内段差解消階段（観覧席を兼ねる） ・ ステージ、屋根 ・ コミュニティスペース、トイレ（屋内）	・ 部活・サークル活動 ・ 学内イベント ・ 熱中症対策のための室内休憩所 ・ キャンパス内の通路、憩いの場
5	屋外屋根付き観覧席（観覧スタンド）	・ 新築 ・ 北大路駅方向からの人流を受け止めるゲートウェイ ・ グラウンドにて試合等を行う際の観覧席（100 席程度） ・ 更衣室、多目的室、器具庫、等	・ 部活・サークル活動 ・ 地域開放（地域住民利用） ・ グラウンド利用者の休憩スペース
6	グラウンド	・ 現地再整備 ・ 人工芝を整備（両大学の以下の協議を想定：野球、サッカー、ラグビー、アメフト、タッチフット）	・ 授業、学内イベント、部活・サークル活動 ・ 地域開放（地域住民利用、学生イベント、地域イベント等）
7	テニスコート	・ 現地再整備 ・ 5 面（先行して 3 面を整備）	・ 授業、部活・サークル活動 ・ 地域開放（地域住民利用） ・ 学内イベント
8	外構、植栽	・ 1～7 に係る外構、植栽	・ キャンパス内の通路、憩いの場

2.3. 本計画の対象施設の遵守すべき主な法令等

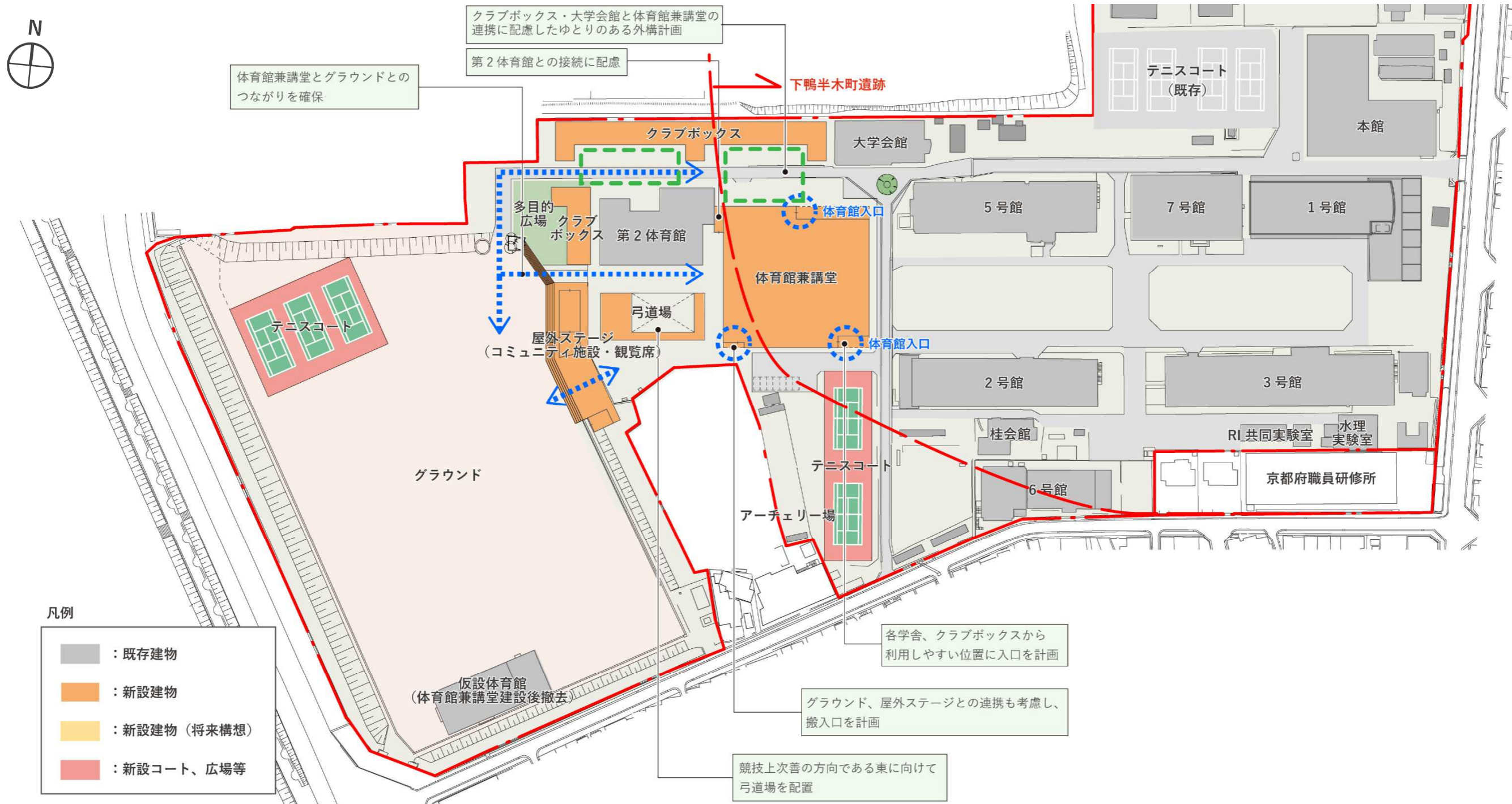
本計画の対象施設に対する現在の法令等による主な規制は次のとおりである。

項目	内容	
都市計画法、建築基準法	用途地域	・ 二種中高層住居専用地域
	建蔽率/容積率	・ 60%/200%
	高度地区	・ 第一種高度地区（高さ 20 m 以下）
	日影規制	・ 4h/2.5h
文化財保護法	防火地域	・ 法 22 条地域
	下鴨半木遺跡	・ 保全区域内の対象工事等は事前に調査が必要 ・ 既存の第一体育館付近から東側には下鴨半木遺跡範囲があるため、調査を要する
土壌汚染対策法	植物園北遺跡	・ 本館及びテニスコートの一部等は「植物園北遺跡」でもある
	-	・ 一定規模の工事の際に調査が必要 ・ 体育館兼講堂は調査対象であり、クラブボックス等も調査対象になる可能性がある ・ 対象施設の整備ステップ・規模等に応じて、関連法令・規則等に則り対応する
京都市建築基準条例	-	・ 建物用途に応じた前面空地の確保 ・ 体育館兼講堂が「集会所又は観覧場」と見なされる場合、正門通りを前面道路とし、体育館兼講堂まで前面空地を確保する
京都市景観条例	山並背景型建造物 修景地区	・ 山並み背景型修景地区：屋根材、壁などに係る規制あり ・ なお、グラウンド部分は風致地区第 4 種
	風致地区 4 種	・ 高さ 12m 以下、建蔽率率 40% 以下等
京都市眺望景観創生条例	遠景デザイン 保全区域	・ 5 号館付近から西側は近景デザイン保全区域
京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例	-	・ 体育館兼講堂棟は特定建築物に該当するため、再生可能エネルギー設備の導入を検討する

2.5. 計画対象施設の配置計画検討

2.5.1. 検討案 A (テニスコートとグラウンド競技のバランス確保)

将来建物配置イメージを踏まえ、計画対象施設の配置計画を3案作成した。各案の特徴及び課題は頁下段のとおりである。



配置計画の検討方針 (3案共通)

- ・ 体育館兼講堂周囲に、活動やシーンに応じた様々な学生の動線と動線上に発生する活動やコミュニティ空間を受け止める配置計画とする
- ・ 屋外競技施設は、可能な限り各施設の利便性や競技に必要なコートサイズ等を確保する

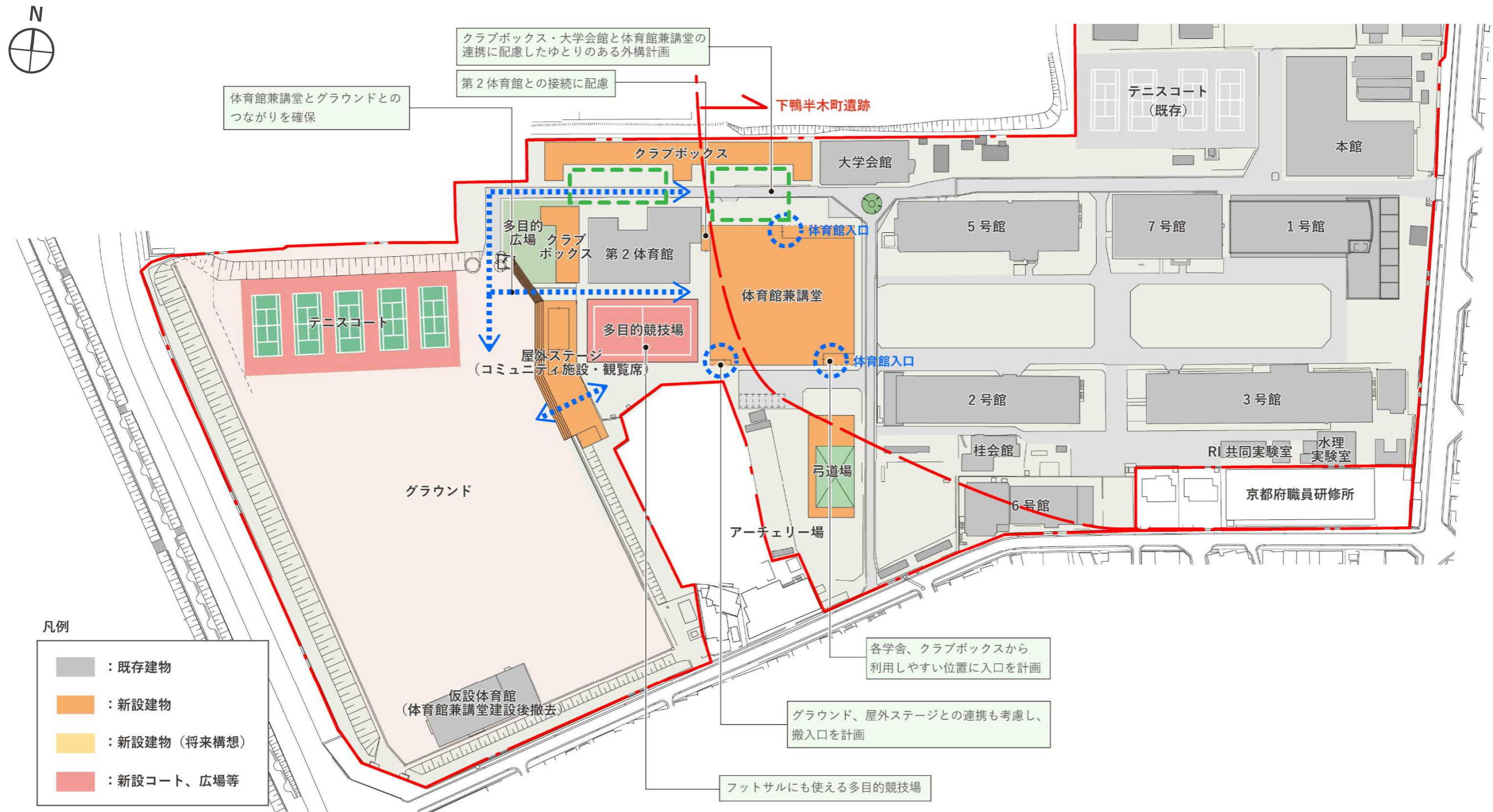
検討案 A の前提条件

- ・ テニスコートの競技サイズ確保を優先しつつ、グラウンドにて想定されるサッカー、野球等の競技面を可能な限り確保することを前提としている

検討案 A の課題

- ・ テニスコートが分散配置であり、利便性・利用率低下の懸念がある
- ・ 3面のみとはいえ、テニスコートがグラウンドにあることで、グラウンドの利便性が低く、特に野球場としての利用に制限がかかる
- ・ 弓道場が次善策配置となっている

2.5.2. 検討案 B (競技面確保を優先)



配置計画の検討方針（3案共通）

- ・ 体育館兼講堂周囲に、活動やシーンに応じた様々な学生の動線と動線上に発生する活動やコミュニティ空間を受け止める配置計画とする
- ・ 屋外競技施設は、可能な限り各施設の利便性や競技に必要なコートサイズ等を確保する

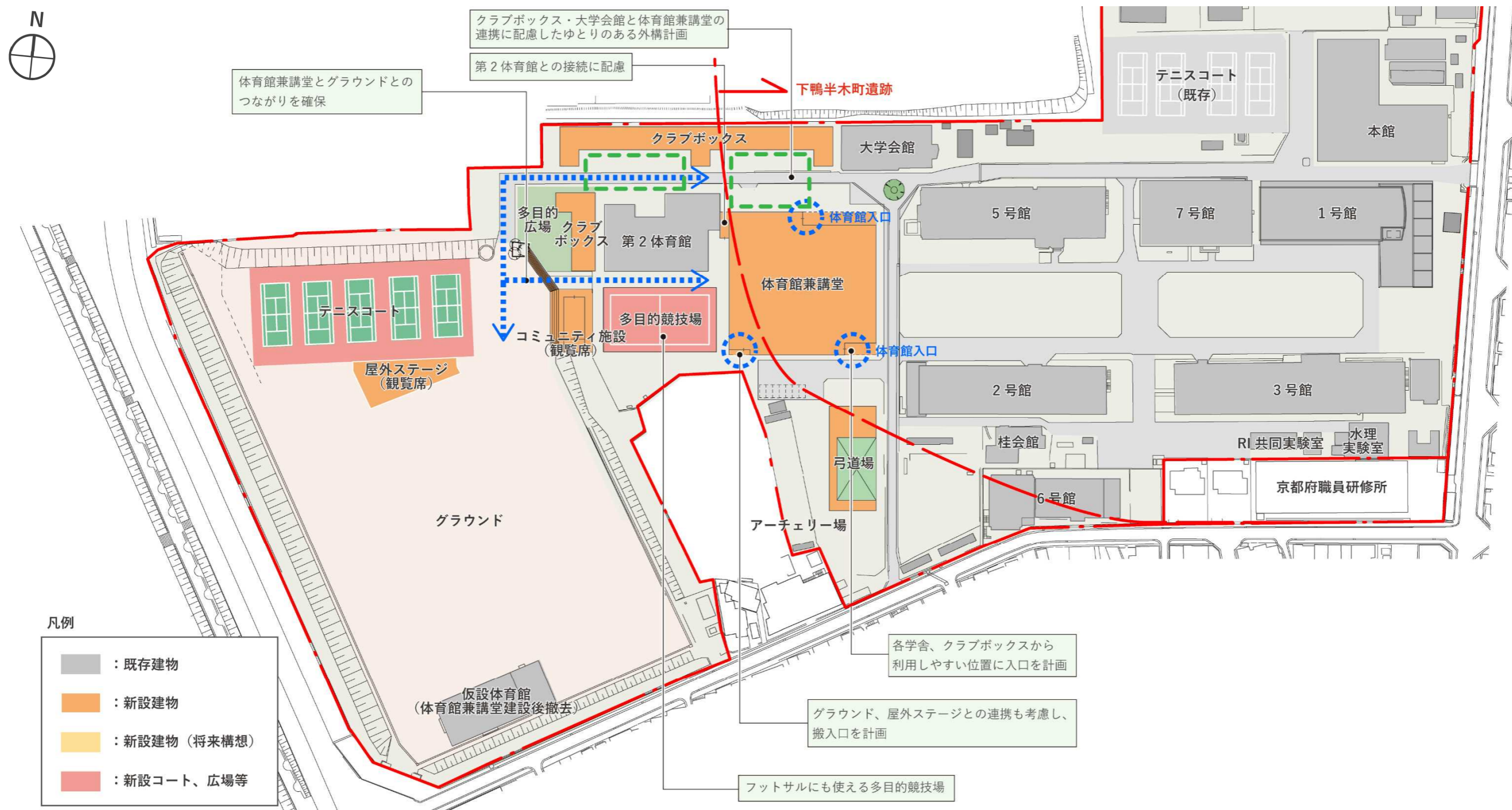
検討案 B の前提条件

- ・ 本計画によって集約される競技面を可能な限り確保すべく、体育館兼講堂側に屋外の多目的競技面を確保することを前提としている

検討案 B の課題

- ・ テニスコートをグラウンドに集約しているため、検討案 A よりもグラウンドの利便性が低い
- ・ 野球場として利用するためにはマウンド及びバックネット等をグラウンド南東に移設する必要がある

2.5.3. 検討案 C (グラウンドの観覧機能・付加価値向上を目指す)



配置計画の検討方針 (3案共通)

- ・体育館兼講堂周囲に、活動やシーンに応じた様々な学生の動線と動線上に発生する活動やコミュニティ空間を受け止める配置計画とする
- ・屋外競技施設は、可能な限り各施設の利便性や競技に必要なコートサイズ等を確保する

検討案 C の前提条件

- ・検討案 A、B に比べグラウンドの観覧機能を強化し、屋根付きステージや倉庫等をグラウンド内に設置することで、グラウンドの付加価値向上を目指している

検討案 C の課題

- ・テニスコートをグラウンドに集約しているため、検討案 A よりもグラウンドの利便性が低い
- ・屋外ステージの配置により、グラウンドを活用した大会や学生活動におけるイベント会場利用等の可能性が広がるが、野球場として利用するためにはマウンド及びバックネット等をグラウンド南東に移設する必要がある

2.6. 計画対象施設の配置計画・動線計画



計画の前提条件

- 2.5.1～2.5.3の各案がいずれも一長一短があるものの、共通しているのはグラウンドにおける想定競技の利便性を損ねることが課題であった
- よって配置計画は、2.5.1～2.5.3の各案における動線の考え方を踏襲しつつ、グラウンドの利便性や多目的利用の将来性を確保できるよう、テニスコート(3面)は現在の位置に再整備(練習コート)し、残りの2面は将来整備とした

配置計画の前提条件

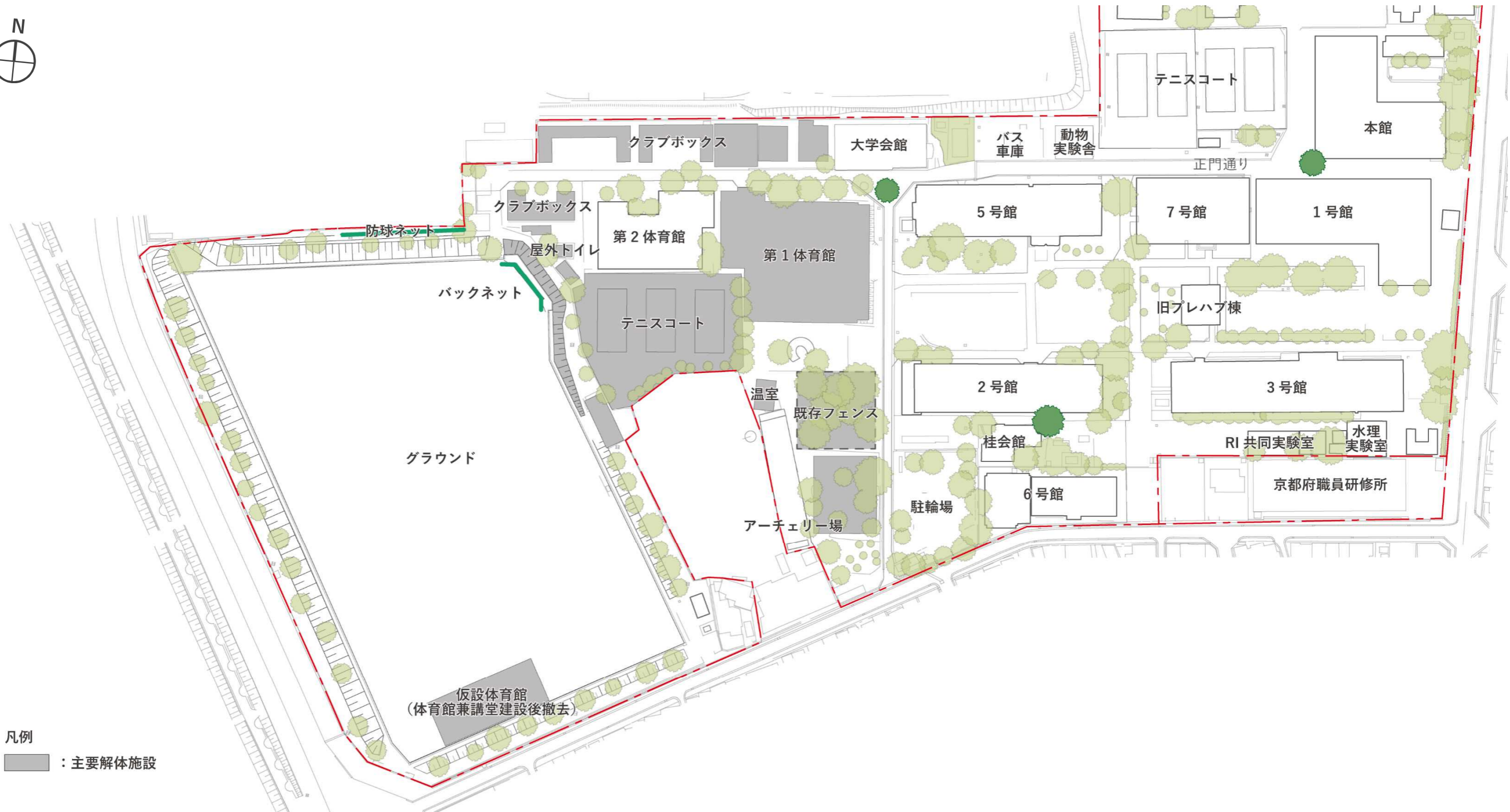
- グラウンドの南側に観覧スタンドを設け、北大路駅方向からの人流を受け止めつつ、グラウンドをセンターコートで利用する際の観覧ニーズにも応える。なお、観覧スタンドは基本設計段階において、2.4に示すグラウンドゲートウェイ機能の拡充を図る
- コミュニティ施設、クラブボックス側の多目的広場、野球内野一塁側には、法面を活用した階段状の観覧席を設け、学生・地域住民の居場所でありながらグラウンドの多目的利用ニーズに応える

動線計画の前提条件

- 基本的な考え方は2.4及び2.5.1～2.5.3のとおりであるが、北山駅方向や下鴨中通りからの人流をグラウンド側に繋げることを意識した、動線・空間形成を前提としている

2.7. 本計画の計画対象施設の実現に向けた整備ステップ

2.7.1. STEP0



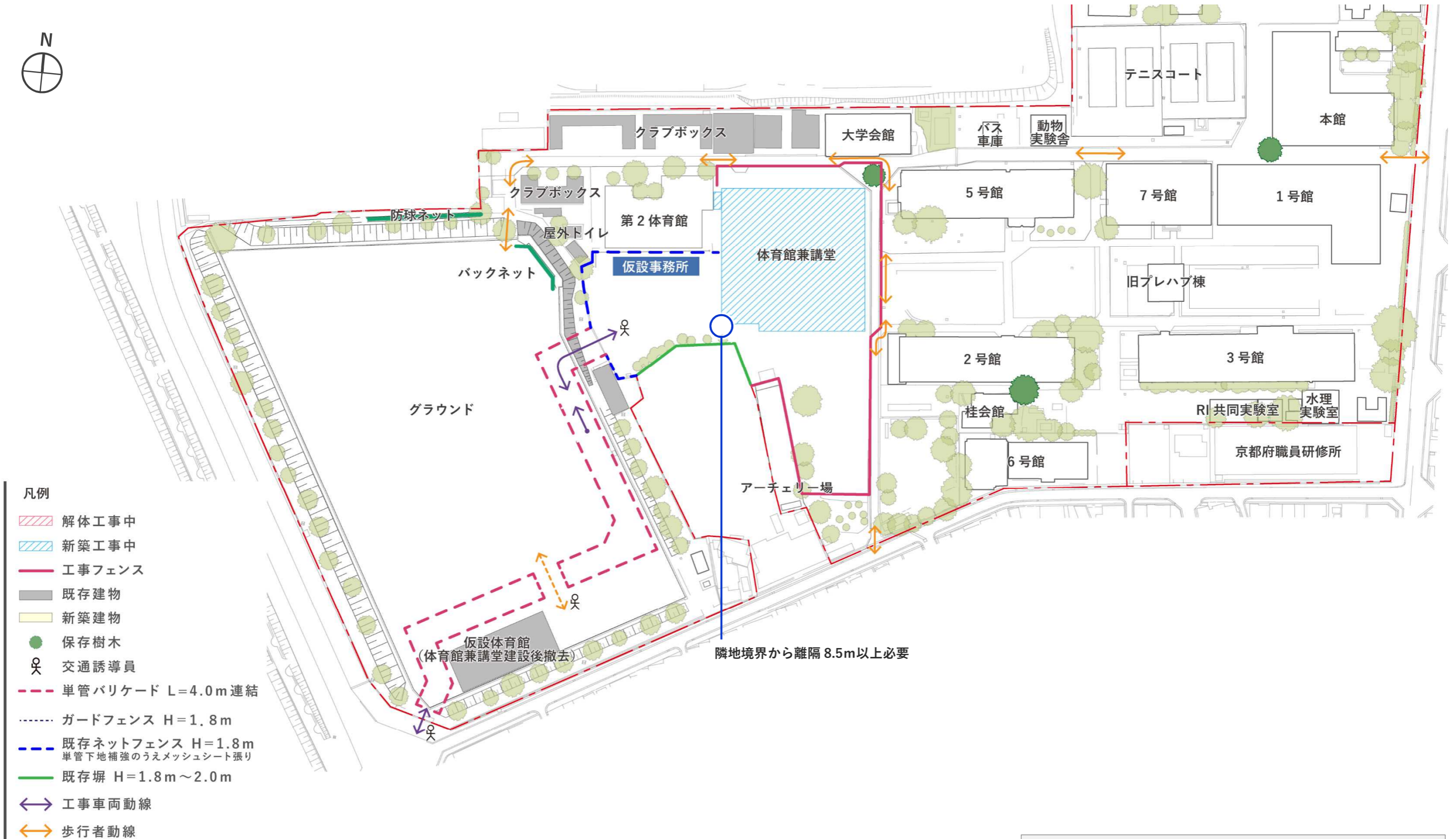
凡例
■ : 主要解体施設

2.7.2. STEP1



- ・ グラウンドにおける工事車両通行路の区画設置
- ・ 仮囲い設置
- ・ 第2体育館南側テニスコート先行解体
- ・ 仮設事務所設置
- ・ アーチェリー場周囲を含む、既存樹木伐採、外構解体
- ・ 第1体育館解体

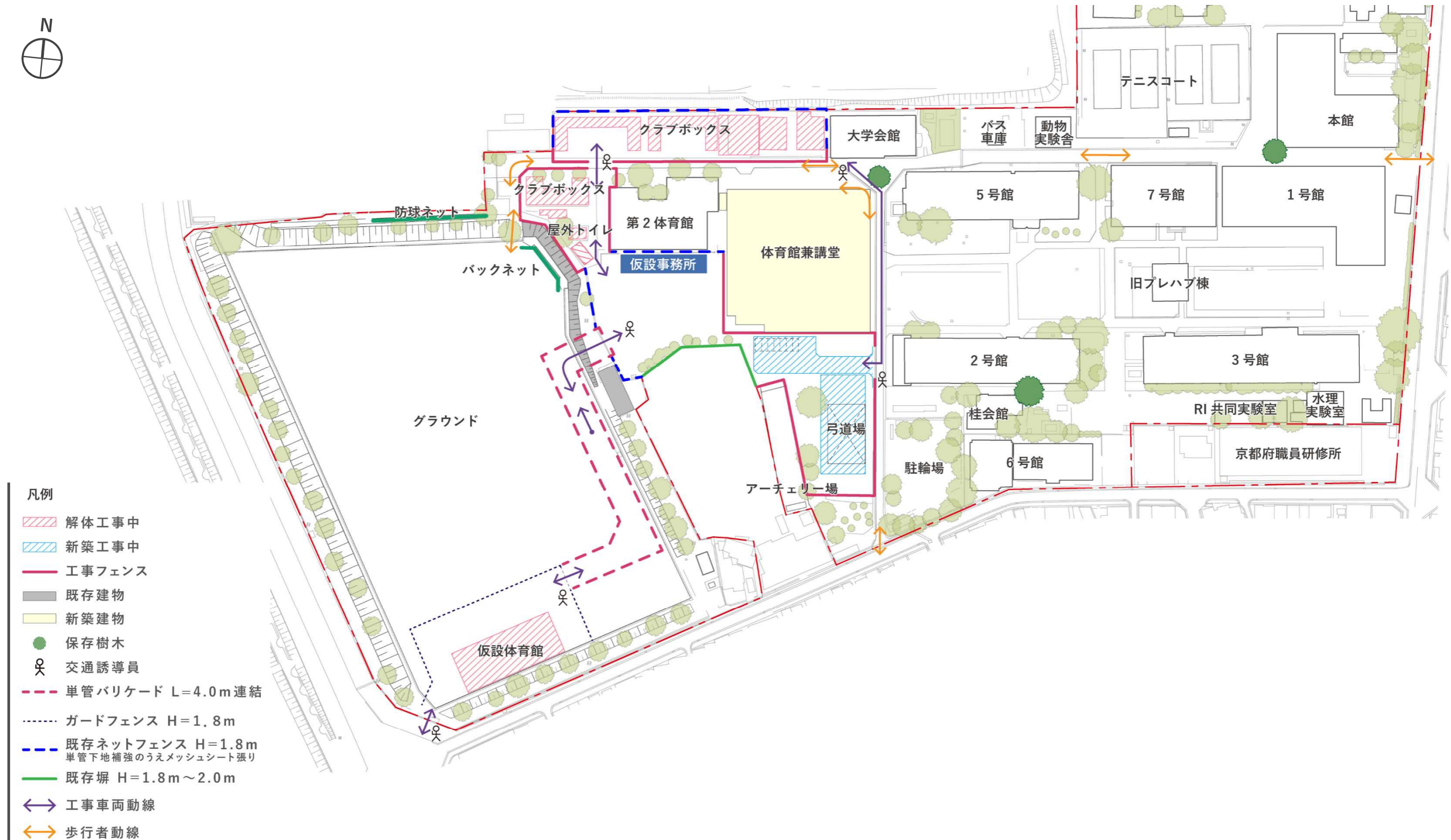
2.7.3. STEP2



- 凡例
- 解体工事中
 - 新築工事中
 - 工事フェンス
 - 既存建物
 - 新築建物
 - 保存樹木
 - 交通誘導員
 - 単管バリケード L=4.0m 連結
 - ガードフェンス H=1.8m
 - 既存ネットフェンス H=1.8m
単管下地補強のうえメッシュシート張り
 - 既存塀 H=1.8m~2.0m
 - 工事車両動線
 - 歩行者動線

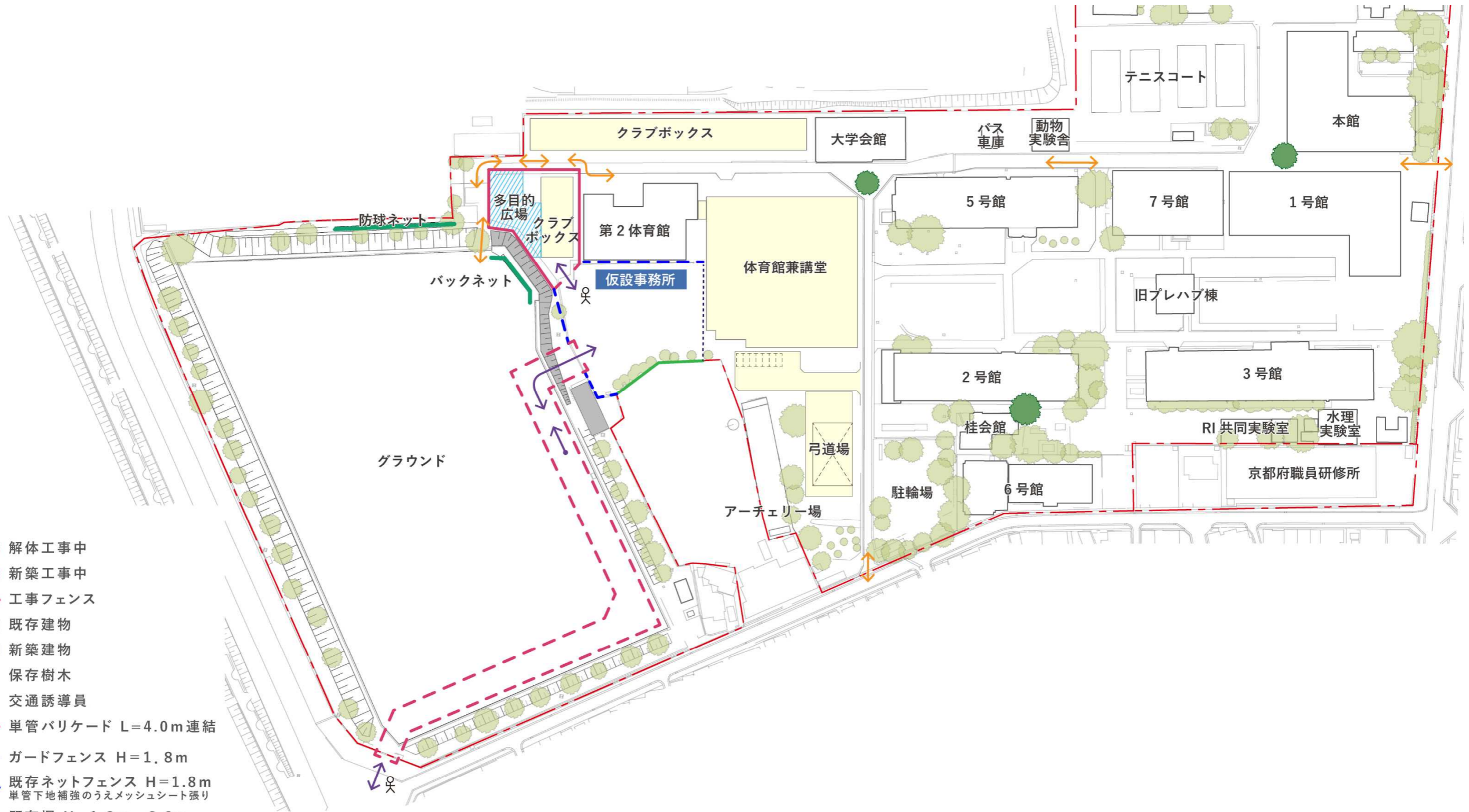
- ・ 体育館兼講堂新築用仮囲い盛替え
- ・ 体育館兼講堂新築
- ・ 体育館兼講堂取り合い部外構工事

2.7.4. STEP3



- ・ 仮囲い盛替え（大学会館利用に配慮）
- ・ 弓道場等新設
- ・ クラブボックス、仮設体育館解体

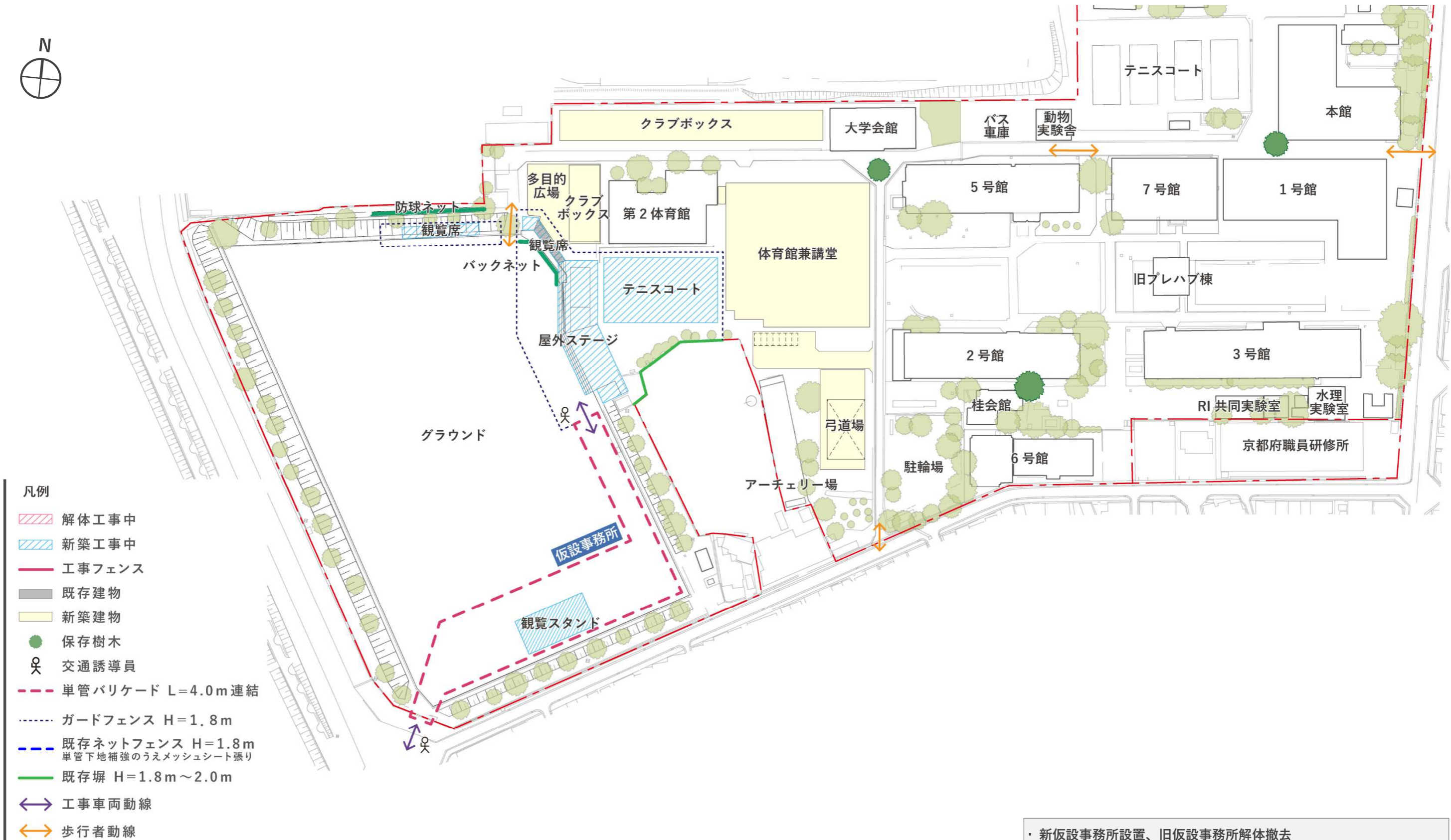
2.7.5. STEP4



- 凡例
- 解体工事中
 - 新築工事中
 - 工事フェンス
 - 既存建物
 - 新築建物
 - 保存樹木
 - 交通誘導員
 - 単管バリケード L=4.0m連結
 - ガードフェンス H=1.8m
 - 既存ネットフェンス H=1.8m
単管下地補強のうえメッシュシート張り
 - 既存塀 H=1.8m~2.0m
 - 工事車両動線
 - 歩行者動線

- ・ クラブボックス新設
- ・ 仮囲い盛替え
- ・ 西側多目的広場整備

2.7.6. STEP5



- ・ 新仮設事務所設置、旧仮設事務所解体撤去
- ・ 第2体育館南側テニスコート、屋外ステージ、観覧席、観覧スタンド
新設
- ・ グラウンド一部、外構工事

2.7.7. STEP6



・グラウンド全面、外構工事

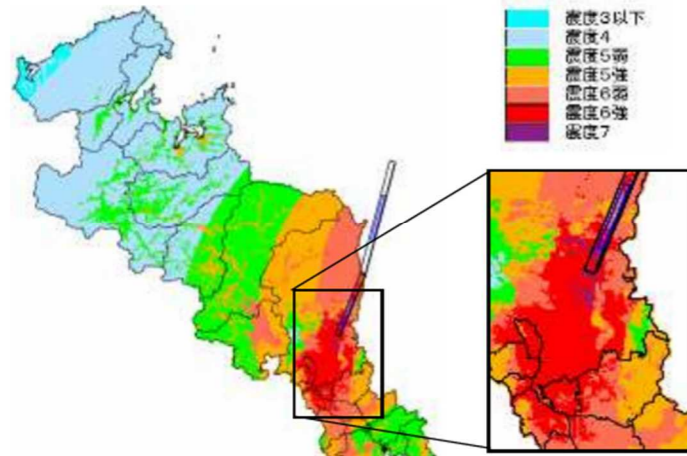
3. 防災計画

本項では、下鴨キャンパスにおいて想定される自然災害及び自然災害後の役割についてとりまとめ、本計画の対象施設における防災機能を整理する。

3.1. 京都府の計画等

3.1.1. 地震被害総括表

地震震度予測において最も大きな地震災害は、京都市北東部から滋賀県方向まで延びる「花折断層帯」が「マグニチュード7.5」の地震を生じた場合であり、下鴨キャンパスの位置する左京区の一部は震度7、左京区全域及び京都市内の大半が震度6強の震度予測結果となっている。なお、津波による甚大な被害想定は想定されていない。



【震度予測結果】(左図・上段)

- ・震度7は、京都市北区・上京区・左京区・中京区・東山区・山科区・下京区の一部に分布する。
- ・震度6強は、京都市の市街地から宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町の一部にかけて分布する。

【液状化危険度予測結果】(左図・下段)

- ・京都市南部から河川(桂川、宇治川、木津川)沿いで液状化危険度が高い。

(出典：京都府 HP/京都府における地震・津波による被害想定)

また、「京都府立地震被害想定調査結果 2024 及び 2025」では、前述の「花折断層帯」が「マグニチュード7.5」の地震を生じた場合の人的被害及び建物被害は以下のとおり想定されている。

断層名	最大予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
花折断層帯	7	4,066	52,555	8,858	25,132	206,183	100,048	111,140	21,318
生駒断層帯	6強	93	2,592	156	770	13,738	3,160	24,806	152
有馬一高槻断層帯	7	611	9,045	1,034	5,393	68,426	19,783	78,167	1,311
奈良盆地東縁断層帯	6強	21	1,149	31	137	4,738	596	12,041	86
木津川断層帯	6強	22	1,216	32	143	5,009	665	12,818	88
殿田一神吉一越畑断層	7	698	15,558	1,632	4,050	45,757	18,145	77,013	4,560
埴生断層	6強	109	3,466	176	914	17,944	3,968	36,514	162
上林川断層	5強	1	3	1	0	31	17	47	13
三峠断層	5強	1	1	1	0	14	9	24	6
郷村断層帯	6弱	3	17	2	0	96	58	247	24
山田断層帯	5弱	0	0	0	0	1	1	2	0

(出典：京都府地震被害想定調査結果 2024 及び 2025)

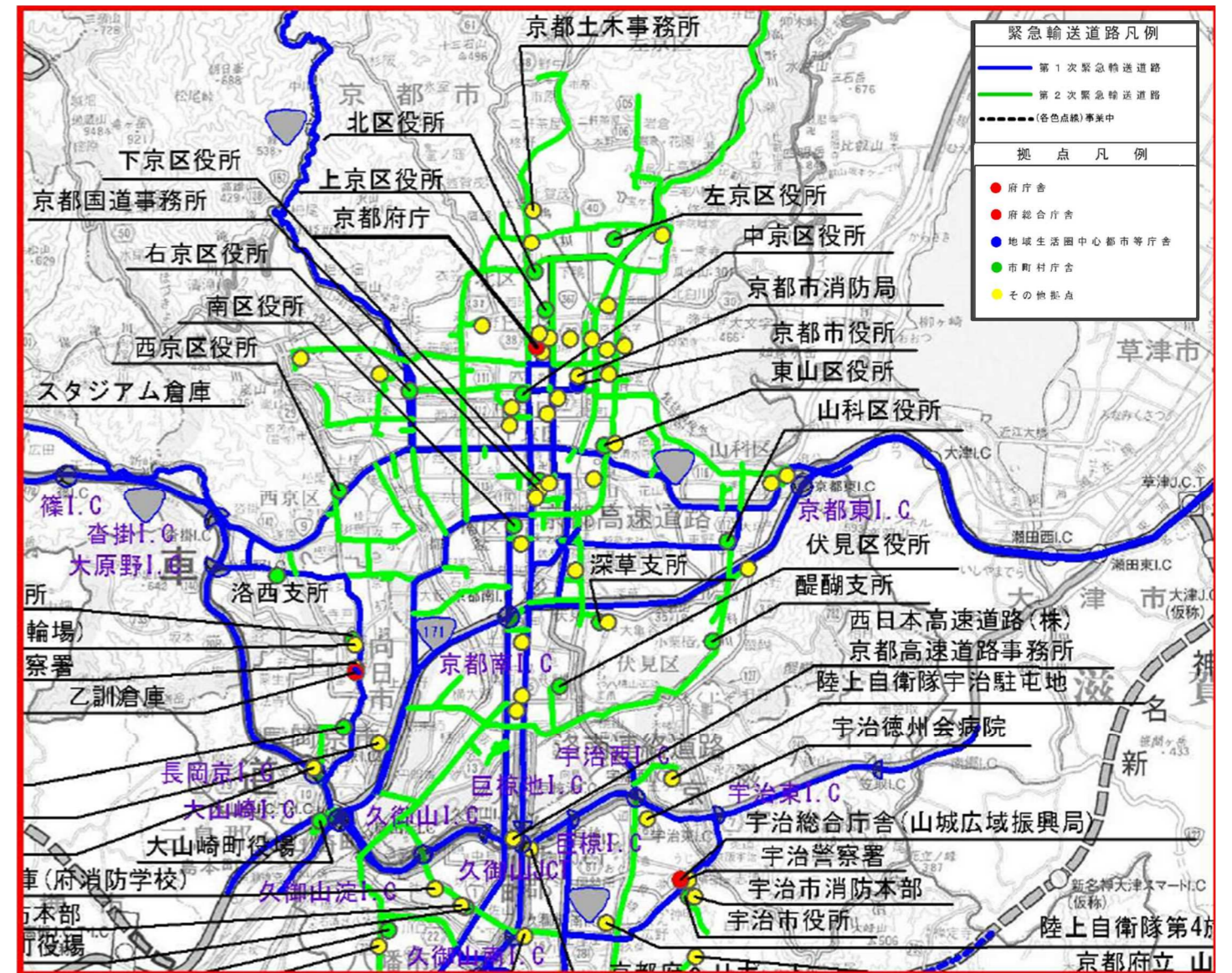
3.1.2. 京都府緊急輸送道路ネットワーク計画

京都府緊急輸送道路ネットワーク計画において、下鴨キャンパスの位置する京都市内の計画は下図のとおりであり、詳細は後述する京都市作成版において計画内容が示されている。

前項に示す京都市内の最大被害想定の場合、京都府の物資集積拠点が「丹波自然運動公園」及び山城総合運動公園であることも踏まえると、京都市に繋がる道路のうち震度予測が低い京都府南部、隣接する滋賀県南部・兵庫県東部・大阪府北部方向からの第1次緊急輸送道路が機能すると予想される。

京都市内の第1次緊急輸送道路における京都市中央部終着点は京都府庁・京都市役所となっており、下鴨キャンパスは第2次緊急輸送道路に接する場所に位置している。

よって、京都府の想定する最大地震被害が生じた場合、下鴨キャンパス周辺に災害支援物資や災害応急員が到着するには一定の期間が必要と考えられるため、次項において災害発生後の復旧の程度を把握する。



(出典：京都府緊急輸送道路ネットワーク計画)

3.1.3. 京都府 / 被害想定シナリオ（令和5・6年度京都府内地震被害想定調査報告書）

京都府の公表する被害想定シナリオ（令和5・6年度京都府内地震被害想定調査報告書）では、京都府内の被害を以下のとおり想定している。

【京都市域】(冬、夕方(18時))		発災直後～災害拡大期 地震発生～1日後	災害発生後 ～3日後	～1週間後	～1ヶ月後	～3ヶ月後
被害項目						
災害	<ul style="list-style-type: none"> 宇治川、桂川、木津川沿いの低平地を中心に液状化被害が発生 地域の北部や東部の山地部で斜面災害が発生 <ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな余震、余震に伴う斜面災害等の拡大 堤防等河川構造物の被災に伴う浸水被害 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨時には堤防等被災箇所から浸水被害が発生 山地部にできた土砂が崩れにより決壊 				
建物	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の木造建物を中心に被害が発生 液状化による傾き等居住困難な住居が発生 斜面崩壊による住居の損壊、周辺に土砂堆積 余震による倒壊等の被害拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の応急危険度判定を開始 応急仮設住宅の供給体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明発行に伴う建物被害認定調査を実施 倒壊建物等の撤去(民間協力要請、撤去費支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法の適用 公営住宅の幹設、応急仮設住宅の建設 		<ul style="list-style-type: none"> 被災建物の撤去、再建が本格化
火災	<ul style="list-style-type: none"> 火気・電気機器等から出火・延焼 強風時、飛び火等により延焼が広域化する恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> 電気の復旧の際、破損した電気機器等による通電火災に注意 				
人的	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊、火災により死者・要救助者が発生 屋内落下物、未固定家具の横転、ガラス飛散、パニックによる転倒等により負傷者が発生 余震に伴う負傷者の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者や避難者の震災関連死が発生 安否不明者等の氏名公表 死者・行方不明者の捜索、遺体の身元確認 遺体の安置・保存、埋火葬体制の構築 				
電力	<ul style="list-style-type: none"> 配電設備等の被災により停電が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 被害の小さい地域から段階的に電力が回復 		<ul style="list-style-type: none"> 概ね電力が回復 		<ul style="list-style-type: none"> 被害の様相 府の対応 市町村等関係機関の対応
ライフライン						
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 管路等の被害による断水が発生 施設の被害状況を把握 市町村の要請に基づき防災上重要な施設への給水車の配車調整 応急給水に係る支援要請・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 断水継続 優先度の高い場所から応急給水活動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 管路の復旧が進捗した地域から、段階的に断水が解消 	<ul style="list-style-type: none"> 被害を受けた管路の復旧がほぼ完了し、管路被害を原因とする断水は概ね解消 		
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 管路等の被災により、下水道の利用に支障が発生 施設の被害状況を把握 液溜等の応急処置 	<ul style="list-style-type: none"> 流下機能確保のための緊急工事 下水使用制限の広報 			<ul style="list-style-type: none"> 概ね利用が可能に 	
通信	<ul style="list-style-type: none"> 通信設備の被災や輻輳の発生等により、通話・通信が制限 インターネット利用に支障、SNSやメールの遅配の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に通信状況が回復 携帯電話基地局の停止(停電)により影響が継続 		<ul style="list-style-type: none"> 固定、携帯ともに概ね通信状況が回復 		
都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害防止のため、大部分の地域で一時的に供給停止 	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に管路の安全点検・復旧作業が進捗 				
被害項目						
交通施設						
道路(橋梁)	<ul style="list-style-type: none"> 山間部の土砂災害や建物・電柱の倒壊、放置車両に起因する道路閉塞等により、通行止めが発生 橋梁の一部で通行機能障害が発生 緊急車両の通行確保等のための交通規制 緊急輸送路の被害状況調査 緊急輸送路の再開(自衛隊、協定締結団体等への要請) 	<ul style="list-style-type: none"> 道路再開が段階的に進行 高速道路や橋梁は仮復旧が進行、一部供用を再開 	<ul style="list-style-type: none"> 主要道路の再開が概ね完了 		<ul style="list-style-type: none"> 概ね通行機能が回復 	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道は全面的に運行停止 揺れの大きい地域では橋脚や盛土の被害等が発生 鉄道各社による点検・応急復旧作業 			<ul style="list-style-type: none"> 鉄道の一部で運行再開 		<ul style="list-style-type: none"> 概ね運行再開
文化財	<ul style="list-style-type: none"> 多数の建造物に被害、転倒等による美術工芸品被害も発生 地域の消火活動 文化財の避難 文化財の被害状況調査 体制・設備の整った施設に保管 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊・損傷した文化財の応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊・損傷した文化財建造物に対する二次被害の防止対策 		<ul style="list-style-type: none"> 文化財の修復に向けた検討の開始 	
避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難者が発生 避難誘導、混乱防止の広報 避難所を開設・運営、仮設トイレの設置 広域避難場所での支援 自宅に留まっていた住民が断水、停電、積雪枯渇等により避難所に移動 公共交通機関が停止、帰宅困難者が多数発生 駅、地下街等で避難誘導 一時滞在施設で帰宅困難者を受け入れ 公共交通機関等の運航状況の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨の予報に伴い避難者が増加 避難所の衛生環境の悪化、避難所内の感染症拡大に注意 仮設トイレの応援・幹設 ボランティアの市町村間調整 ボランティアの募集開始 	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導、健康相談、メンタルヘルスケア 避難生活の長期化対応(健康・食生活・環境・相談体制等) ボランティアの配分調整 	<ul style="list-style-type: none"> 住居が無事な住民は自宅へ 住居喪失の避難者は避難所生活 避難所の統廃合 		

被害想定より、地震災害発生後3日までは、道路復旧は限定的であり、鉄道も全面的に運航停止の想定であることから、市外からの支援は期待できないと見込むことが妥当と考える。加えて地震災害発生3日目あたりから、避難者の増加・避難生活環境悪化の恐れがあり、府立大下鴨キャンパスにおいてもグラウンド及び隣接する府立植物園が広域避難場所となっていることから、府立大下鴨キャンパス周辺に避難者・帰宅困難者が集中する可能性が高いと考えられる。

被害項目	発災直後～災害拡大期 地震発生～1日後	復旧期			
		～3日後	～1週間後	～1ヶ月後	～3ヶ月後
物資	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄している飲料や生活必需品を提供 物資の調達体制を整備 物資・集積搬送拠点の開設準備 国・協定締結団体等へ供給要請 備蓄物資の提供 義援物資受入、配分調整 物資配布の広報 	<ul style="list-style-type: none"> 協定を締結した民間事業者からの調達物資の配分を開始 他都市等からの支援物資の配分を開始 物資・集積搬送拠点の開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> 国からの支援物資の配分を開始 		
災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の位置場の設置準備を開始 家庭ごみ・避難所ごみの収集運搬処理方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の位置場を設置し、運営を開始 災害廃棄物の収集運搬処理の開始 ゴミ処理及び災害廃棄物処理の情報提供 市町村間調整、広域的な支援要請 		<ul style="list-style-type: none"> 住民用仮置場を順次閉鎖 広域連携処理を行う際の災害廃棄物の輸送体制の確立、処分先の確保 	
災害応急体制	<ul style="list-style-type: none"> 住民が初期消火を実施 消防局・消防団による消火活動 消防局・消防団の被災による消防力の不足 消防団へ緊急消防援助隊の派遣要請 緊急消防援助隊の活動調整 緊急消防援助隊が支援、消火活動を開始 道路閉塞による救出・救護活動の影響 高層ビルや商業施設でエレベータ閉じ込め 生存者の捜索・救出 国及び隣接府県、協定締結機関に対する支援要請 被害状況、交通規制、開設避難所等の広報 医療救護班の編成、医薬品等の確保 DMAT 派遣要請 必要な負傷者は市外の医療機関に二次搬送 救護所の設置支援、救護班の派遣 				<ul style="list-style-type: none"> 電力・燃料不足による救出・救護活動の影響
医療関連 (医療機関・医師)					<ul style="list-style-type: none"> 医薬品等を調達、搬送 応援救護班が来援、救護活動を展開

(出典：被害想定シナリオ/令和5・6年度京都府内地震被害想定調査報告書)

3.1.4. 京都府地域防災計画（第3編 / 災害応急対策計画）

京都府地域防災計画 / 第3編では、動員計画において、府大学法人に勤務する者は事前調整のうえではあるが、府の指揮下で災害応急対策に従事することとなっている。

前項を踏まえると、自然災害発生後から最低でも3日目までの間、法人職員及び下鴨キャンパスは、周辺地域が孤立する可能性を鑑み、京都府と連携し、予め地域に果たすべき防災機能を備えるや災害後の役割を担うことが望ましいと考えられる。

3-2 動員計画	
(2) 専任職員は次の職務を行う。	
ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局(室)との調整等に関わる職務	
イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初動業務に関わる職務	
ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長(京都市域での緊急事態にあつては、災害対策本部長)等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務	
(3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。	
5 府の退職者等の協力	
(1) 府退職者等協力制度	
大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。	

(出典：京都府地域防災計画第3編)

3.2. 京都市の計画等

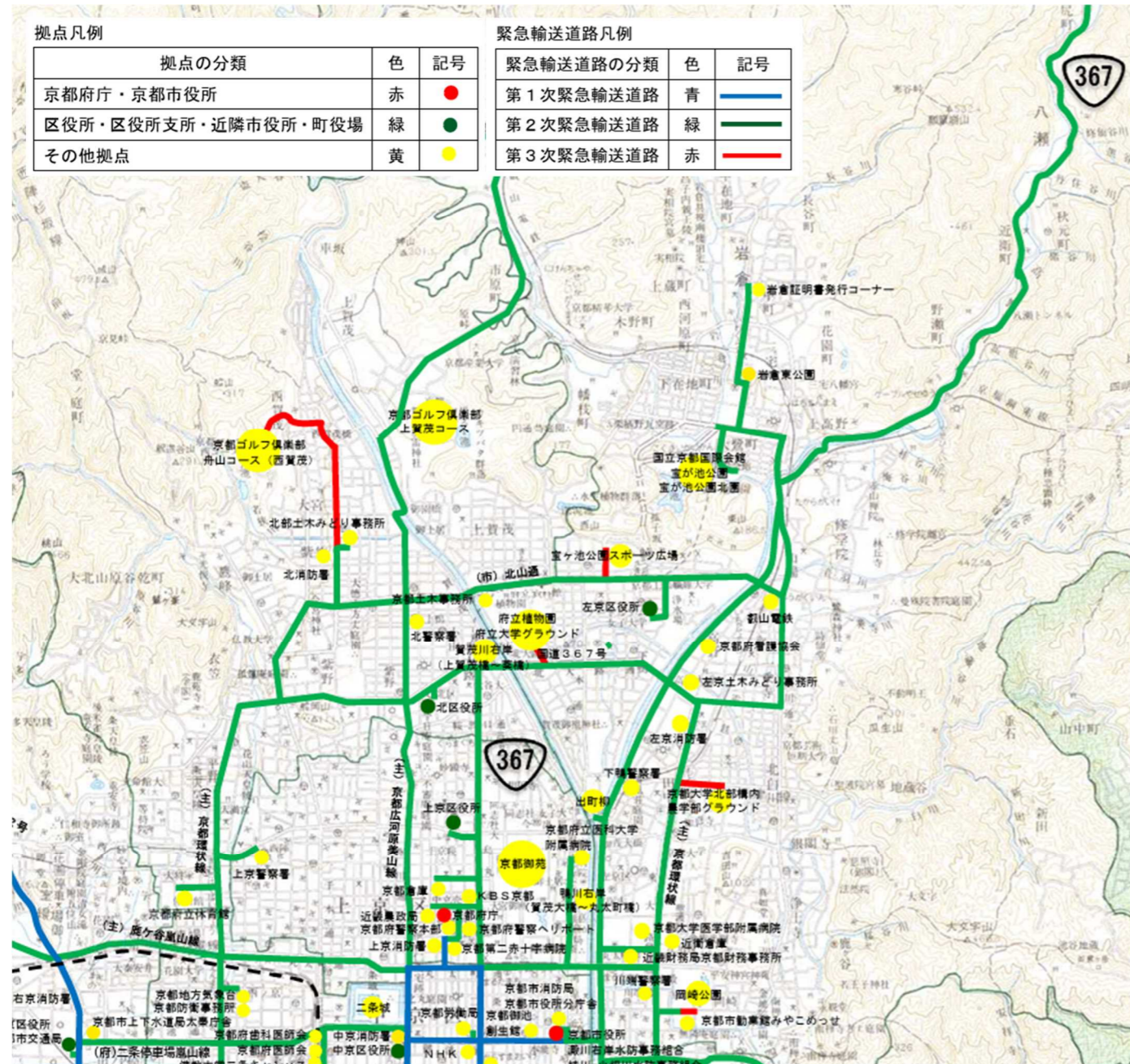
3.2.1. 京都市ハザードマップ

京都市ハザードマップより、下鴨キャンパスでは以下の被害が想定される。

区分 1	内容
京都市地震ハザードマップ（左京区）	広域避難場所（グラウンド）、主に震度 7
京都市水害ハザードマップ（左京区）	洪水浸水想定区域（0.5m～3m未満）

3.2.2. 京都市緊急輸送道路ネットワーク計画

京都市緊急輸送道路ネットワーク計画において、下鴨キャンパスのグラウンドはその他拠点に位置付けられ、下鴨キャンパスの南側に位置する国道 367 号は第 2 次緊急輸送道路に位置付けられている。



3.3. 災害後の下鴨キャンパスの役割について

3.3.1. 地震災害時

震度 7 クラスの地震災害時には周辺地域も下鴨キャンパス同様に被災しており、下鴨キャンパス周辺地域の避難行動としては、建物等の倒壊危険性の低い、下鴨キャンパスのグラウンド、京都府立植物園（広域避難場所）の大芝生、京都府立洛北高等学校・附属中学校（指定避難所）グラウンド等に向かうことが予想される。

このうち、「避難所」として、避難生活を受け入れる可能性があるのは京都府立洛北高等学校・附属中学校（指定避難所）及び下鴨キャンパス内の建物と考えられる。なお、下鴨キャンパスの近隣には、避難所と避難場所を兼ね備えた「その他拠点」が乏しい状況にある。

また、京都市緊急輸送道路ネットワークを踏まえると、震度 7 クラスの地震により、道路が寸断される可能性を考えると、滋賀県内湖西方向に延びる国道 367 号からの陸送の遅れ、京都市内の建物倒壊による道路復旧の遅れにより、左京区を中心とした周辺エリアへの災害時支援物資の遅れが懸念される。

よって、本計画の各基本方針及び前述の内容を踏まえると、下鴨キャンパスは立地や持てる施設機能を強化し、左京区を中心とした周辺エリアにおいて地震災害後の「学生・教職員・来学者ほか周辺施設観光客等の帰宅困難者、周辺住民を含む被災者の受け入れ」「寝具等・食料・避難生活の提供（防災倉庫の整備・管理等）」、「災害対策の拠点（支援人員の受け入れ、情報連携・指揮のための事務室の確保等）」「周辺指定避難所への下鴨キャンパス内備蓄品による補充」等の防災拠点としての役割を担うことで、地域に貢献することが望ましいと考えられる。

3.3.2. 水害時

左京区を中心とした周辺エリアの水害について、平成 25 年台風第 18 号の際は、下鴨キャンパスを含む、加茂川・高野川周縁が浸水しており、ハザードマップにおいても水害時は下鴨キャンパスだけでなく、周辺の広域避難場所・指定避難所も浸水すると予想されている。よって、災害時の避難行動は広域避難所ではなく、地上から 3m 以上の高所へ避難すると考えられる。

他方、過去に国内で生じた豪雨災害・台風被害時の避難行動を参考にすると、浸水想定区域から離れた場所に避難するよう啓発・案内を行ってもなお、近隣の高い建物や自宅に残り続ける避難者の様子を確認することができる。

よって、豪雨や台風時における河川増水・氾濫の恐れがある際に、地上から 3m 以上の建物が複数棟存在し、被災者の受け入れ環境が揃っている下鴨キャンパスでは、豪雨で身動きが取れない学生・教職員・来学者等の帰宅困難者への対応や、自宅では不安と思う周辺住民が避難してくる可能性にも減災・防災対策を講じることが、整備基本方針に通じる対応であると考えられる。

災害後、浸水がおさまった後の避難行動は、「浸水していない指定避難所」に向かうことが予想されるが、下鴨キャンパス周辺には水害後の「被災者の受け入れ」「寝具等・食料・避難生活の提供（防災倉庫の整備・管理等）」、「災害時の災害対策の拠点（支援人員の受け入れ、情報連携・指揮のための事務室の確保等）」を担える施設は少ない状況にある。

よって、本計画の各基本方針及び前述の内容を踏まえると、下鴨キャンパスにおいても、地上階の浸水が予想されることから、設備類や災害後避難生活可能な空間等を地上から 3m 以上に計画することが望ましいと考えられる。

3.4. 目指すべき耐震安全性能

前項の考え方を踏まえ、本計画では体育館兼講堂において以下の耐震安全性能を目指すものとする。

- ・ 構造体 : II類
- ・ 建築非構造部材 : A類
- ・ 建築設備 : 乙類

部位	分類	耐震安全性能の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(表出典：耐震安全性能の目標 / 国土交通省)

3.5. 防災備蓄品の計画

3.5.1. 京都府の計画

京都府の公的備蓄の考え方は以下のとおりであり、自助・共助を補完するのが公的備蓄となっている。

- 公助による物資確保は、自助・共助による物資確保を補完
- 生命・健康維持の観点から重点備蓄品目を府・市町村で共同備蓄
(府・市町村それぞれの区域の最大被害想定に基づいて確保することを目安)
- 重点備蓄品目及び数量
 - ・ 全壊・焼失により個人による備蓄が活用できなくなった短期避難者を対象
 - ・ 他地域からの支援又は流通在庫方式での調達が必要な発災後24時間内に対応

食料	1人当たり2食(アレルギー対応を考慮)
飲料水	1人当たり1リットル(別途応急給水等を確保)
毛布等防寒用具	1人当たり1枚
簡易トイレ	100人当たり1基
おむつ(大人用)	75歳以上の10%について1人当たり8枚
おむつ(子供用)	0～3歳児について1人当たり8枚
女性用衛生用品	13歳～50歳女性の25%について3枚

- 市町村は、重点備蓄品目以外の生活物資や避難所運営資機材の備蓄や調達に努力。京都府は、市町村間の融通及び流通在庫方式での調達等を通じた物資の確保を実施

(出典：公的備蓄等に係る基本的な考え方 / 京都府)

3.5.2. 京都市の計画

京都市備蓄計画(令和6年5月改定：京都市)における公的備蓄は、以下に示すとおり「発災から概ね12時間後から1日分を目途に提供するもの」とされている。

(1) 市民備蓄
各家庭や事業所等で最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料や生活必需品等を備蓄するもの。各家庭等のニーズに応じたものを発災直後から活用できるため、これを備蓄の基本とする。

(2) 公的備蓄
本市及び京都府において購入、備蓄し、発災から概ね12時間後から1日分を目途に提供するもの。

(3) 流通在庫備蓄
あらかじめ協定等を締結した民間事業者等に対して、災害時に必要な物資の調達を依頼し、発災から概ね24時間後以降を目途に提供するもの。

(4) 広域応援
関西広域連合や近隣府県等、他都市に対して調達を要請し、発災から概ね36時間後以降を目途に提供するもの。

(5) 国のプッシュ型支援
国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所内避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達、緊急輸送されるもので、発災から概ね72時間後以降を目途に提供するもの。(内閣府ホームページより)

(注) 上記図の物資の確保時間はあくまでも目安であり、災害の状況により大きく変わることがある。

(出典：京都市備蓄計画 / 2 / 1 備蓄手法及び支援体制の定義 / 令和6年5月改定 / 京都市)

3.5.3. 本計画における防災備蓄品の計画

3.1.4では、「自然災害発生後から最低でも3日目までの間」を対象とした備蓄の可能性を示したが、京都府・京都市の防災備蓄の考え方を踏まえ、本計画における防災備蓄品の計画を行うものとした。

本計画では、京都府・京都市の備蓄計画を参考に、京都府の想定する災害シナリオが生じた場合、自助・共助の支援として、1,000名規模の食料品・嗜好品と生活用品等を体育館兼講堂に備蓄するものとする。

4. 導入機能及び施設規模の計画

4.1. 計画方針

本計画対象施設の導入機能及び施設規模の設定にあたっては、府立大・医大の両大学スポーツ施設の再編、下鴨キャンパス内の効率的・効果的な学舎再整備、将来発生コストの抑制と各施設の利便性・安全性の両立が重要である。

ゆえに、本計画では、諸室の再編において必要と考えられる最大規模を設定するのではなく、競技面の利用枠ローテーションによる競技面規模の適正化・諸室の多目的利用並びに将来転用を想定した規模や諸室レイアウト等による合理的な諸室確保と将来コスト抑制の両立を目指すものとする。

4.2. 体育館兼講堂の前提条件

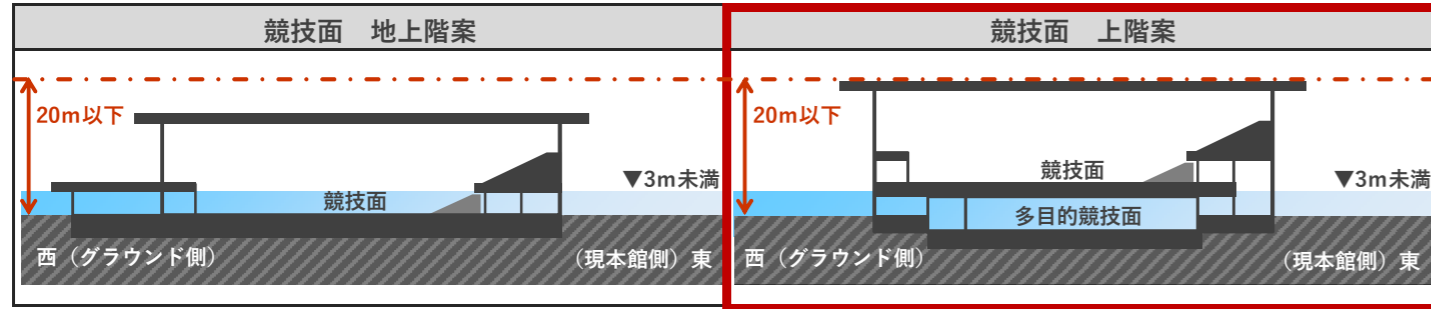
本計画の策定にあたり、1頁目に示す整備基本方針に大きな影響をあたえる前提条件を以下のとおり整理した。なお、各前提条件の検討内容は次頁以降に示す。

整理 No.	検討項目	論点の整理	論点を踏まえた前提条件
1	体育館兼講堂の競技面の上階化	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップにおいて、現第一体育館の位置する範囲は想定浸水深さ 0.5～3.0m未満となっている 防災拠点を目指すうえで、避難所として機能する競技面が浸水することは、「緊急防災・減災事業」を競技面に適用できない可能性がある 他方、地震災害時において競技面は避難所として機能することが期待されるため、避難所の拡充は本計画にとっても、「緊急防災・減災事業」への適合にも重要といえる 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な競技面は地上階から 3m以上の位置に配置し、競技面の下階は学生や地域住民の活動空間として多目的競技面を整備し、各整備方針を踏まえ、有効に活用する 競技面の下階は、下鴨キャンパスの限られた敷地の有効活用にもつながる
2	体育館兼講堂の競技面の規模	<ul style="list-style-type: none"> バスケットコート 2面を基本とするが、共同化する施設の競技面数や利用状況を考慮する 仮設体育館を含め、令和 7 年 10 月時点における共同化対象の競技面は 5 面存在するが、現第一体育館は老朽化を理由に積極的活用できないとすると 3 面となる 	<ul style="list-style-type: none"> 「競技面の上階化」によって、地上階に多目的競技面を 2 面確保することができるため、競技面は地上階 2 面、上階 2 面とする
3	体育館兼講堂の観客席の構成及び規模	<ul style="list-style-type: none"> 将来像を含め、北山エリアには文化芸術機能が集積しており、イベント内容等に応じて使い分けることのできるホール機能は存在する 下鴨キャンパスの施設整備基本方針を踏まえ、体育館兼講堂を「文理融合・文化創造・文化発信」のハブとして機能させることも考えられるが、スポーツ施設の整備基本方針を踏まえると、体育館兼講堂は、周辺施設との差別化によるコンセプトの強化、コンセプトの強化による稼働率の向上を図り、費用対効果の向上と学生活動・大学運営・地域連携との相乗効果を目指すことが重要と考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 体育館兼講堂の観客席は、大学運営に必要な席数や席配置を充足したうえで、1 面固定席 + 可動席 + パイプ椅子 + 可動ステージとする

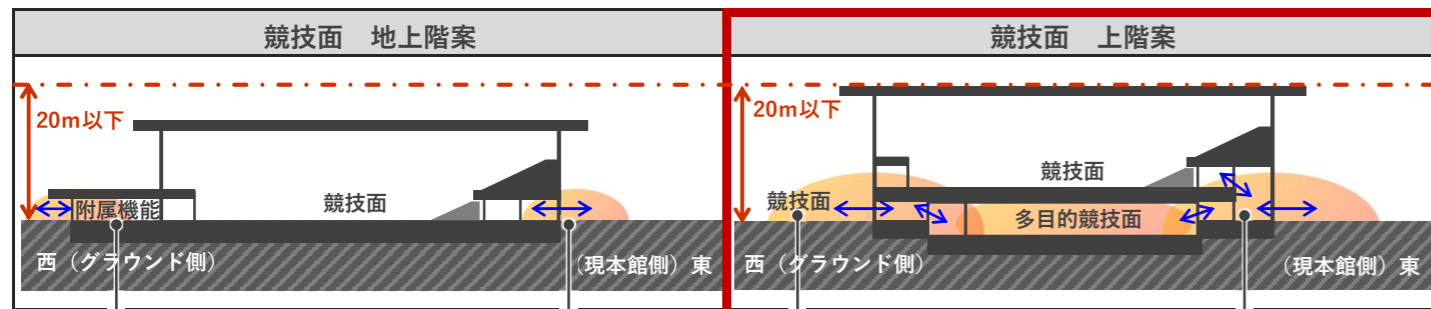
整理 No.	検討項目	論点の整理	論点を踏まえた前提条件
4	体育館兼講堂の演出設備等	<ul style="list-style-type: none"> 演出設備等の技術更新・部品交換頻度は高い そのため、常設で備えるべき演出設備等は、前項を踏まえ体育館兼講堂のコンセプトとの整合性に配慮し、導入可否を決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ステージ面には昇降式スクリーンを配置し、大学運営はもとより、学生等の「文化創造・文化発信」にも活用できるものとする また、学生だけでなく、予約+利用料金制により他大の学生や地域住民等の利用を受け入れる 照明、音響は、大学運営に必要な最低限な機能を有する設備とする
5	体育館兼講堂の屋上利用の可否	<ul style="list-style-type: none"> 体育館兼講堂の屋上の有効活用方法は、大別して A：スポーツ機能等に有効活用、B：環境配慮機能等に有効活用、以上の 2 案が考えられる A：については例えばテニスコートや弓道場（近的）を配置することが考えられるが、アリーナの大空間を支えるための建築構造のコスト増や余分な共用部の増加によるコスト増、景観との親和性が懸念される B：については太陽光発電システムの設置、屋上緑化等に活用することが考えられる 上記 A、B は①限られた敷地の有効活用、②整備基本方針や重要な財源との親和性、③費用対効果、以上の観点で採否を判断する 	<ul style="list-style-type: none"> ①限られた敷地の有効活用の観点では、競技面の上階化により地上階に競技面を確保できるため、A を補うものとする ②整備基本方針や重要な財源との親和性の観点では、環境配慮機能を重視する ③費用対効果の観点では、屋上活用に要する費用に対し、屋上に配置するスポーツ施設はテニスコート又は弓道場（近的）であり、高稼働率・高収入が期待できる施設ではない 以上より、体育館兼講堂の屋上の有効活用は、B：環境配慮機能等とする

4.2.1. 体育館兼講堂の競技面の階化及び体育館兼講堂の競技面の規模

- ・ 競技面は地上階から3m以上の位置に配置し、競技面の下階は各整備方針を踏まえ、有効に活用する。
- ・ 地震災害時において、以下に示す競技面地上階案であっても、重要な財源の内「緊急防災・減災事業」の対象となると考えられるが、競技面上階案は、「狭隘な敷地の有効活用」、「避難生活空間及び災害対策機能にも転換できる諸室の確保」、「日常的な学生・地域住民の活動空間の多様化」により、日常的な利用促進と事前防災啓発（避難所の周知や避難行動の啓発等）の両立等の効果が期待され、「緊急防災・減災事業」をより有効に活用できる可能性がある。



- ・ 競技面の下階は、下鴨キャンパスの限られた敷地の有効活用にもつながる。
- ・ 「競技面上階化」によって、地上階に多目的に利用可能な競技面を2面確保することができるため、**競技面は地上階2面、上階2面**とする。

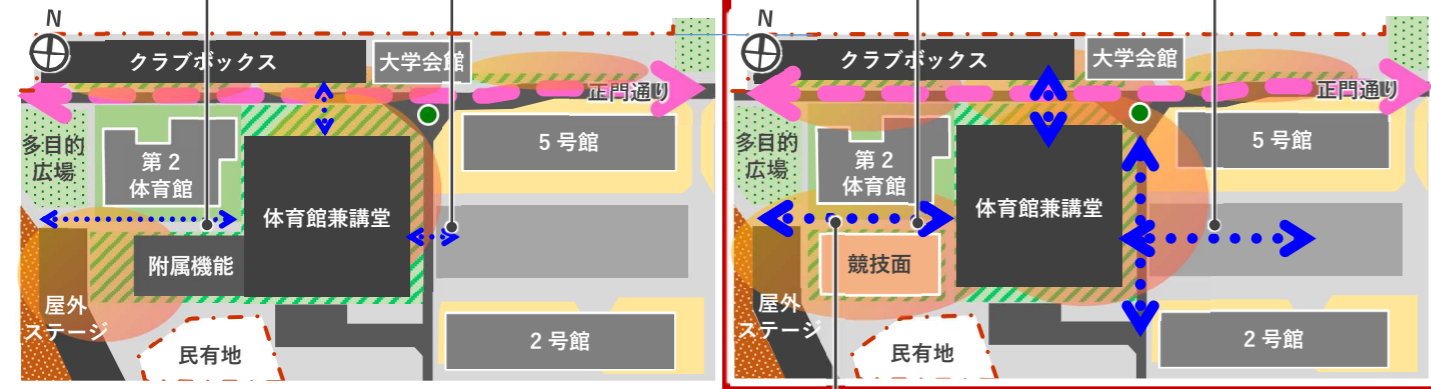


・ 主にグラウンド側に附属機能（地域連携機能）を配置することになる
・ グラウンド側の地域連携機能は高まるが、正門通りと分断される

・ 体育館兼講堂の東側に地域連携機能を含むコンスペースが不足するため、キャンパス全体との動線・多様な活動空間の繋がりが弱い
・ 附属機能によってグラウンド側の土地利用方法限定しており、競技面は屋内の2面のみである

・ グラウンド側に多目的に使用可能な空間を確保できる

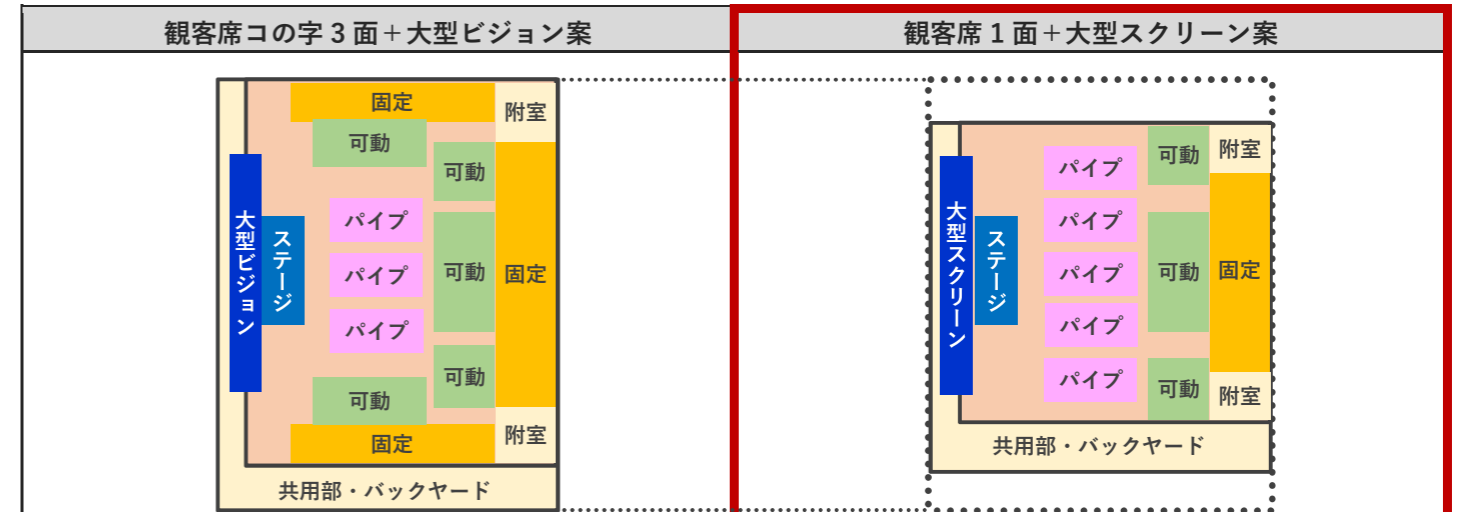
・ 競技面上階案における附属機能を地上化又は上階に設けることができる
・ また、半地下階に多目的競技面を確保できる、競技面は屋外1面、屋内4面となる（半地下階の天井高は約4.5m）
・ これにより、正門通りとも親和性の高い多様なコンスペースが連続し、基本方針の実現に貢献する



・ 第2体育館の南側に多目的競技場（屋外）を配することで、グラウンドまでの動線（交流・賑わい活動空間）の強化を図る

4.2.2. 体育館兼講堂の観客席の構成・規模及び体育館兼講堂の演出設備等

- ・ 体育館兼講堂の観客席は、大学運営に必要な席数や席配置を充足したうえで、**1面固定席+可動席+パイプ椅子+可動ステージ**とする。
- ・ ステージ面には**大型スクリーン**を配置し、大学運営はもとより、学生等の「文化創造・文化発信」にも活用できるものとする。
- ・ 照明、音響は、大学運営に必要な最低限な機能を有する設備とする。



- ・ 固定席 : 約1,620席（車いす席含む）
- ・ 可動席 : 約980席
- ・ パイプ椅子席 : 約800席
- ・ 合計 : 約3,400席

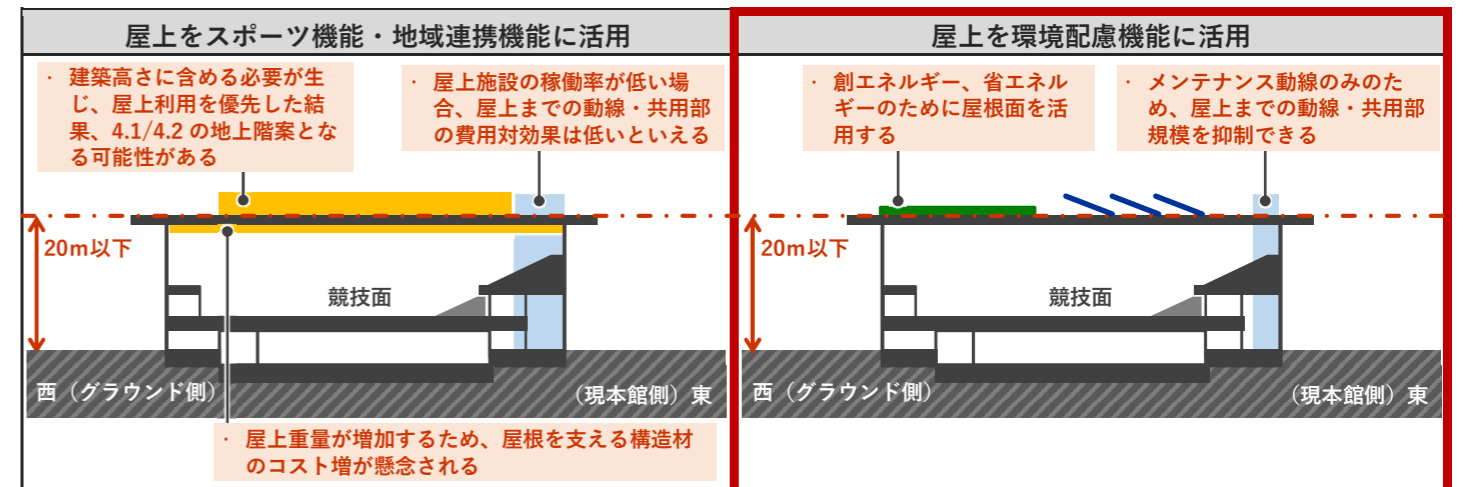
- ・ 観客席や設備は充実するが、建物規模が過大となる
- ・ 興業会場やイベント利用に特化できる可能性はあるが、周辺地域にホール機能が存在するなかで差別化を図りにくいことから、低調な施設稼働率となることが懸念される

- ・ 固定席 : 約500席（車いす席含む）
- ・ 可動席 : 約600席
- ・ パイプ椅子席 : 約900席
- ・ 合計 : 約2,000席

- ・ 観客席や設備は中庸かつ適正規模となるが、建物規模を抑えることができる
- ・ 興業会場やイベント利用に特化することはできないが、クラブボックスにおいて個人～数人程度の利用ニーズに応えることのできる諸室を配置し、施設稼働率向上に繋がること期待される

4.2.3. 体育館兼講堂の屋上利用の可否

- ・ 体育館兼講堂の屋上の有効活用は、環境配慮機能等とする。



・ 建築高さを含める必要が生じ、屋上利用を優先した結果、4.1/4.2の地上階案となる可能性がある

・ 屋上施設の稼働率が低い場合、屋上までの動線・共用部の費用対効果は低いといえる

・ 創エネルギー、省エネルギーのために屋根面を活用する

・ メンテナンス動線のみのため、屋上までの動線・共用部規模を抑制できる

・ 屋上重量が増加するため、屋根を支える構造材のコスト増が懸念される

4.3. 計画対象施設等の導入機能

4.3.1. 計画対象施設の整備内容等

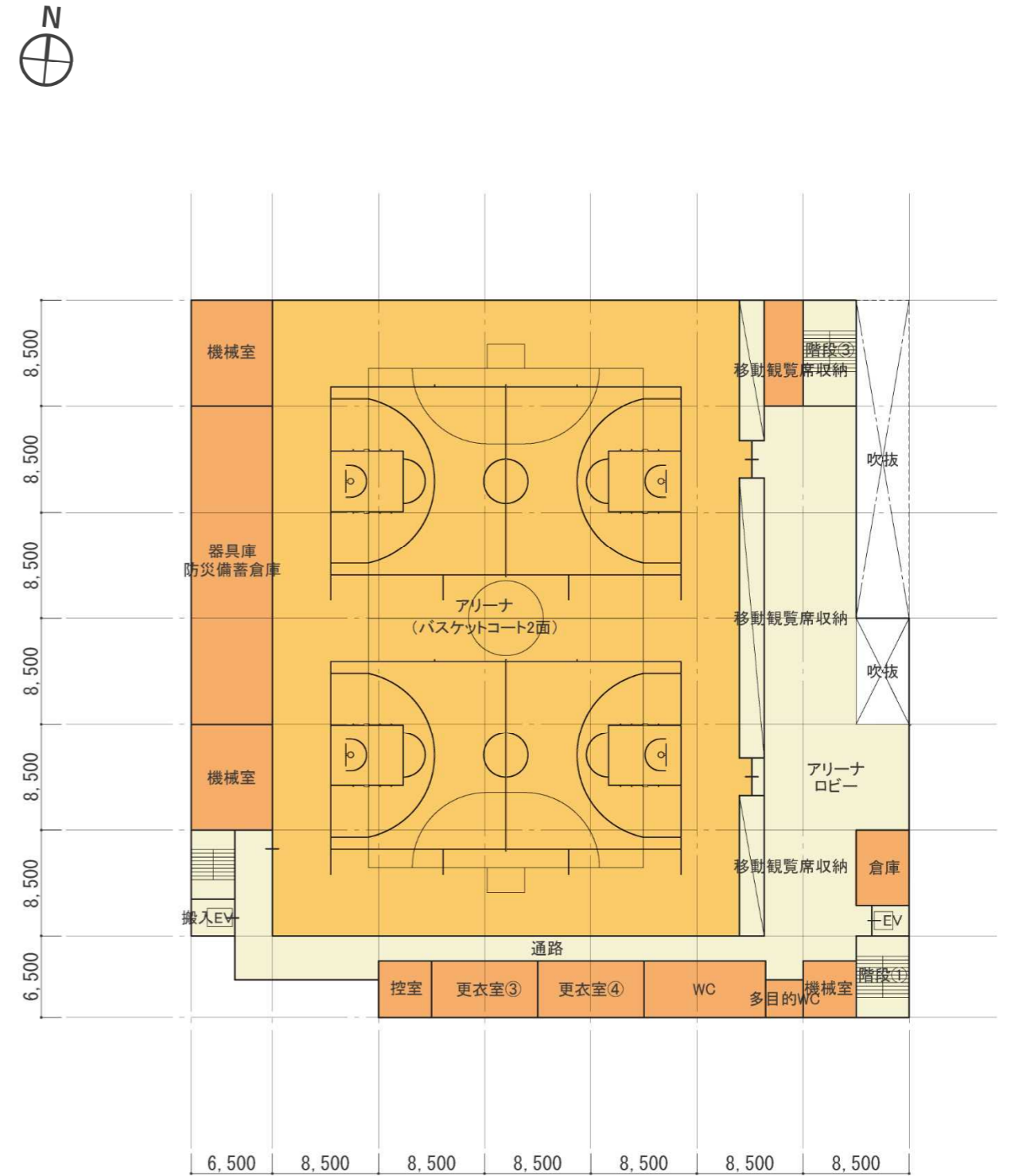
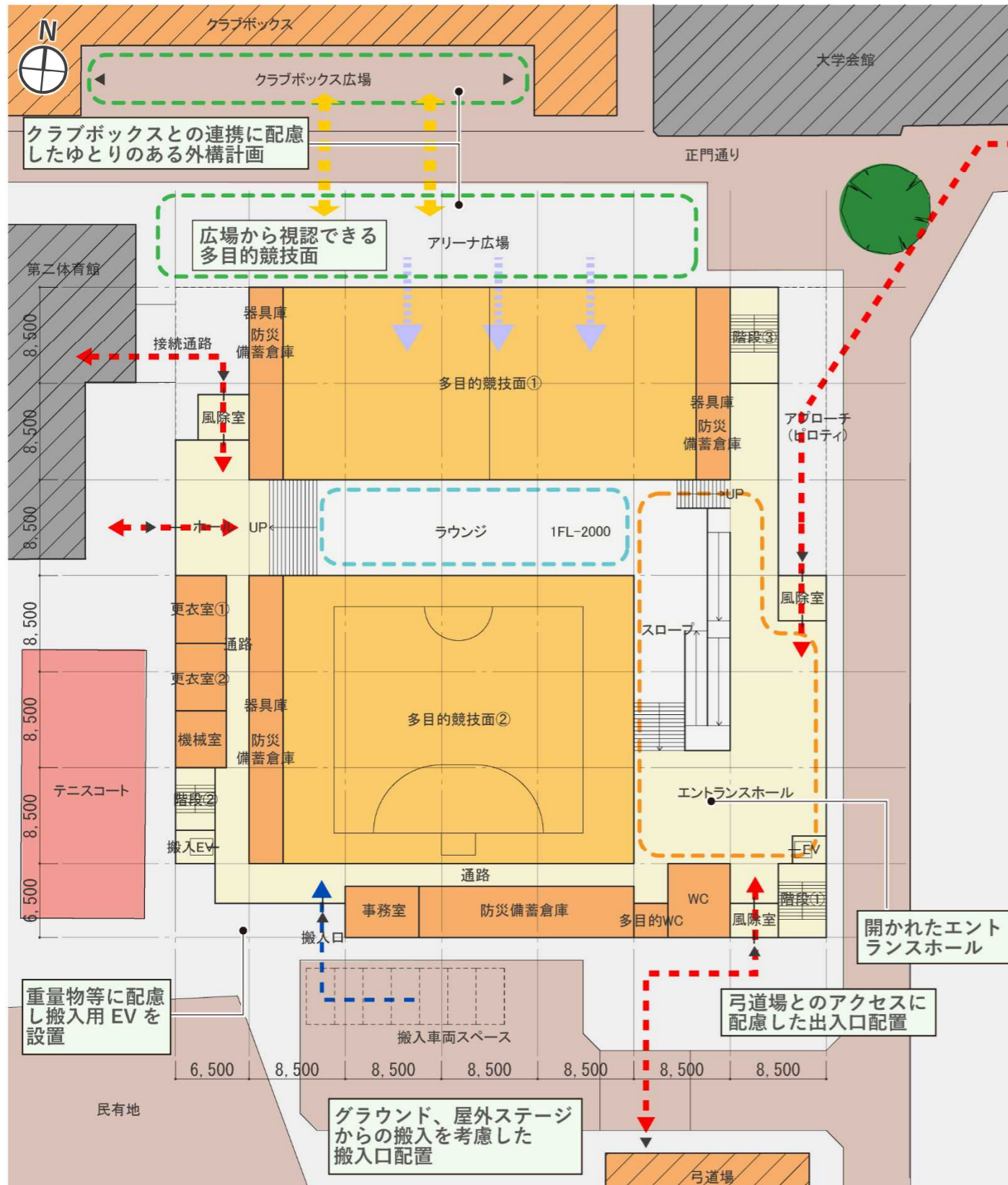
前項までの考え方を踏まえ、計画対象施設の導入機能を以下のとおり設定した。

整理 No.	施設名	主な整備内容	主な機能等
1	体育館兼講堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一体育館の現地建替 ・ 競技面 2 面 ・ 多目的競技面 ・ 更衣室、器具庫、防災倉庫 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 式典等に利用する観覧席、館内放送設備 ・ バスケット、バレー、屋内テニス、卓球、フットサル等のスポーツ備品 ・ バスケット、バレー等主要な屋内競技に必要な照度の確保 ・ 諸室やゾーンに応じたセキュリティ設備
2	弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花園キャンパスからの移設 ・ 近的 6 人立ち ・ 練習室、倉庫 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技に必要な照度の確保 ・ 諸室やゾーンに応じたセキュリティ設備
3	クラブボックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地建替 ・ 1 室 18 m²×90 室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室に必要な照度の確保 ・ インターネット環境 ・ 諸室やゾーンに応じたセキュリティ設備
4	屋外ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築 ・ 敷地内段差解消階段（観覧席を兼ねる） ・ ステージ、屋根 ・ コミュニティスペース、トイレ（屋内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症対策のための室内休憩所 ・ イベントにも活用できる電源（照明、音響の増設可能）
5	屋外屋根付き観覧席（観覧スタンド）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築 ・ グラウンドにて試合等を行う際の観覧席（100 席程度） ・ 更衣室、多目的室、器具庫 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北大路駅方向からの人流を受けとめるためのゲートウェイ機能を整備
6	グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地再整備 ・ 人工芝を整備（両大学の以下の協議を想定：野球、サッカー、ラグビー、アメフト、タッチフット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野球内野部を除き、人工芝 ・ 北側、中央、南側の 3 分割利用も可能とする ・ 野球場バックネット裏及び 1 塁側に傾斜を利用した観覧スペース
7	テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地再整備 ・ 5 面（先行して 3 面を整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハードコートの基本とするが軟式テニスのためのコート運用にも配慮する
8	外構、植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～7 に係る外構、植栽 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館兼講堂側には備品、設備、防災備蓄品等の搬出入のためのバックヤードスペースを確保する ・ 植栽は中木、低木を基本とする ・ 将来更新に配慮すべきエリアはプランター等、移動可能な植栽とする ・ 学生・地域住民の居場所となるようなベンチ・テーブル・椅子（耐久性に配慮）等を適宜配置する

4.3.2. 府民・民間への開放

本計画対象施設について、府立大・医大の教育・研究活動及び課外活動での使用を大前提としつつ、府民の一般利用にも供することにより、府民の健康福祉や地域活性化等にも資することを目指す。

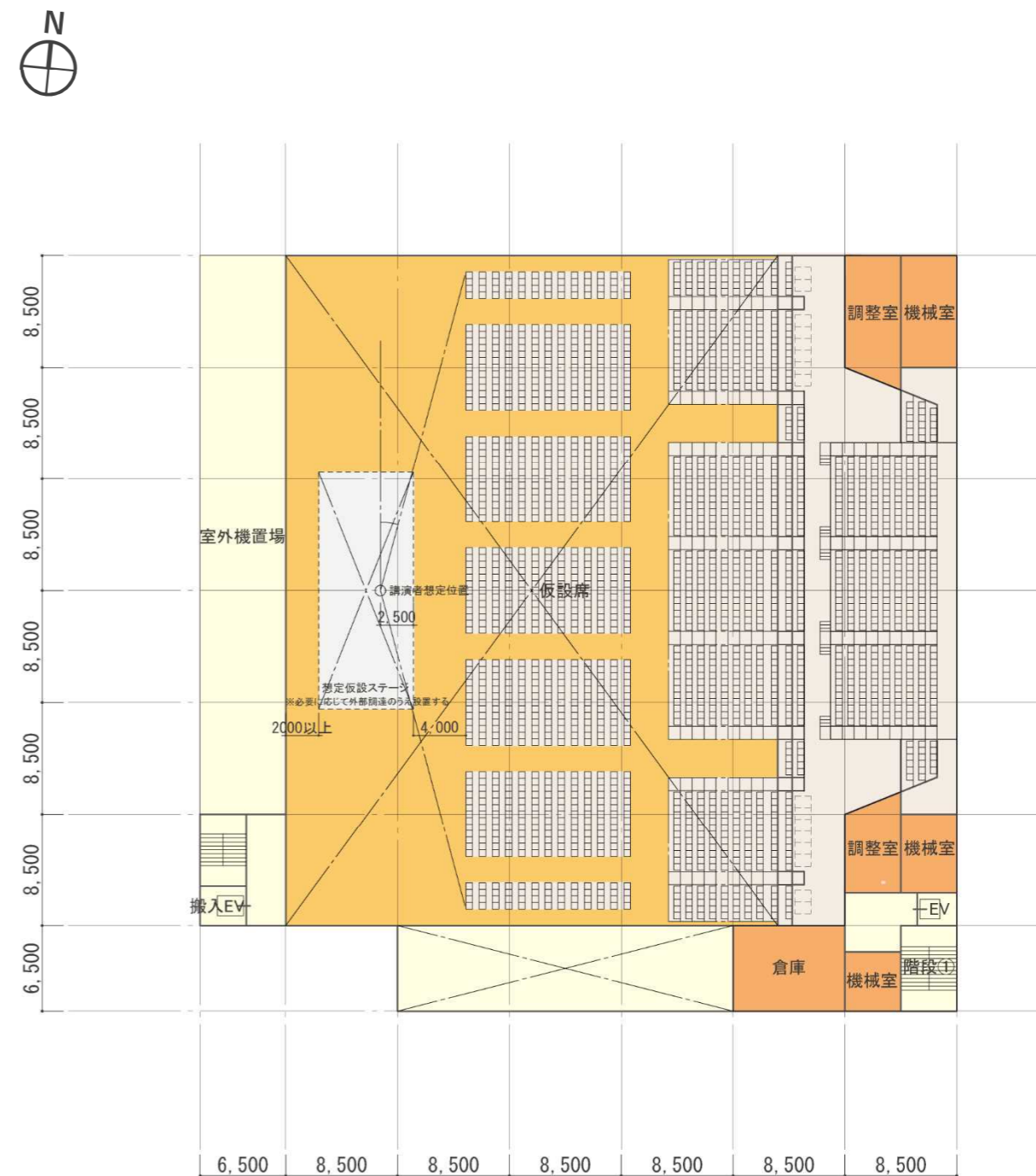
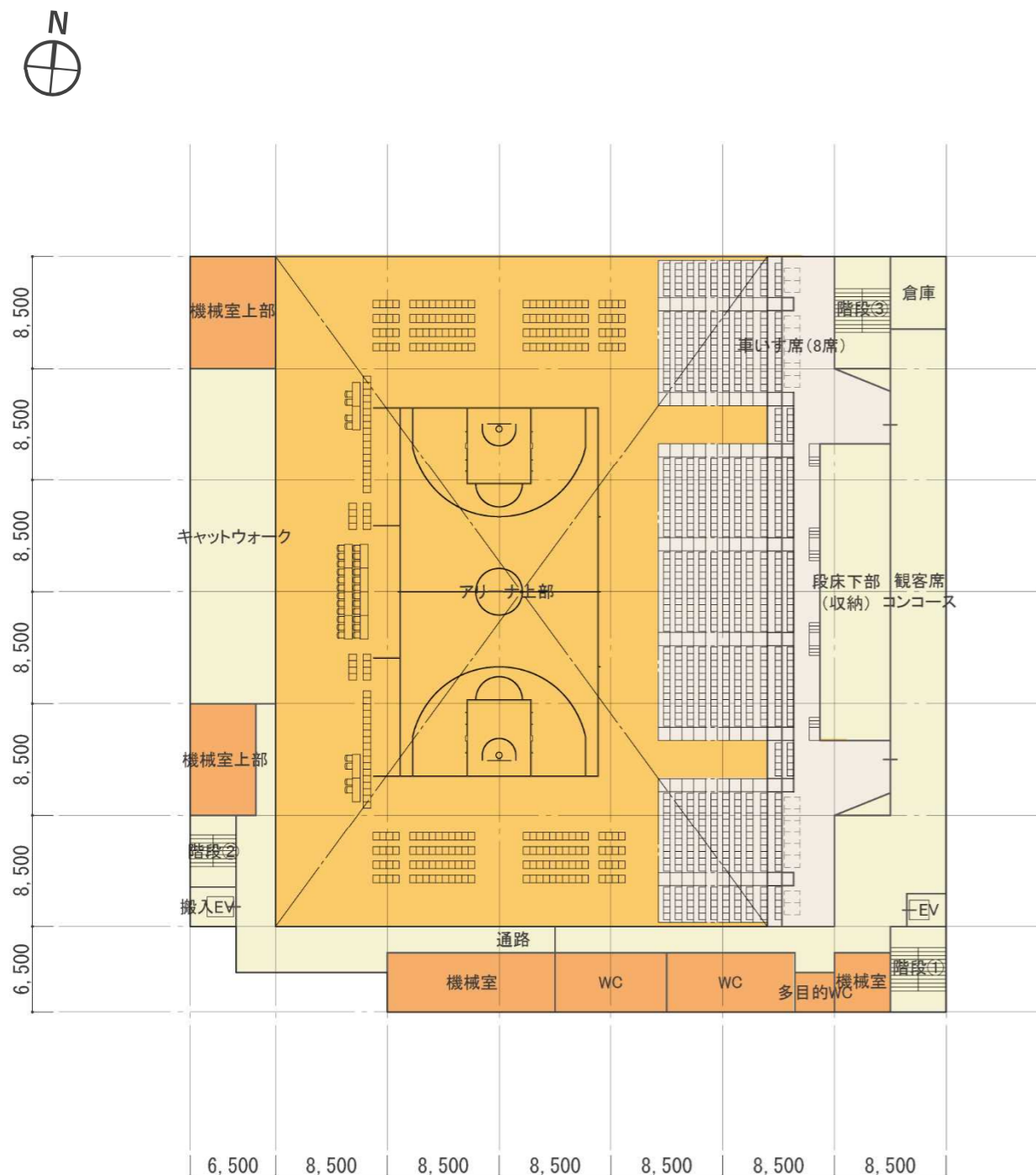
4.4. 体育館兼講堂 / 1階平面図 (左)・2階平面図 (右)



アリーナ観覧席
・ 固定席 484 席、移動観覧席 630 席、車いす席 16 席
・ 仮設席 (パイプ椅子等) 949 席

階数	面積 (㎡)	備考
1階	3,071	
2階	3,105	アリーナ面1,907㎡
3階	1,342	
4階	528	
合計	8,046	

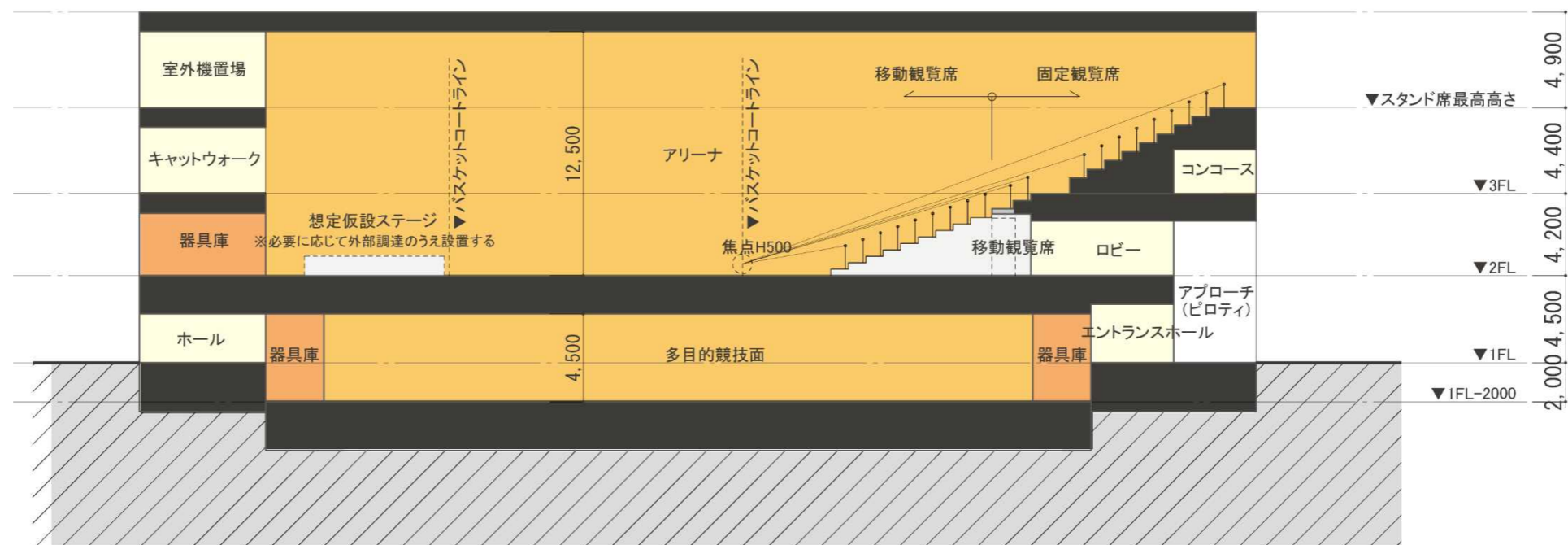
4.5. 体育館兼講堂 / 3階平面図 (左)・スタンド席階平面図 (右)



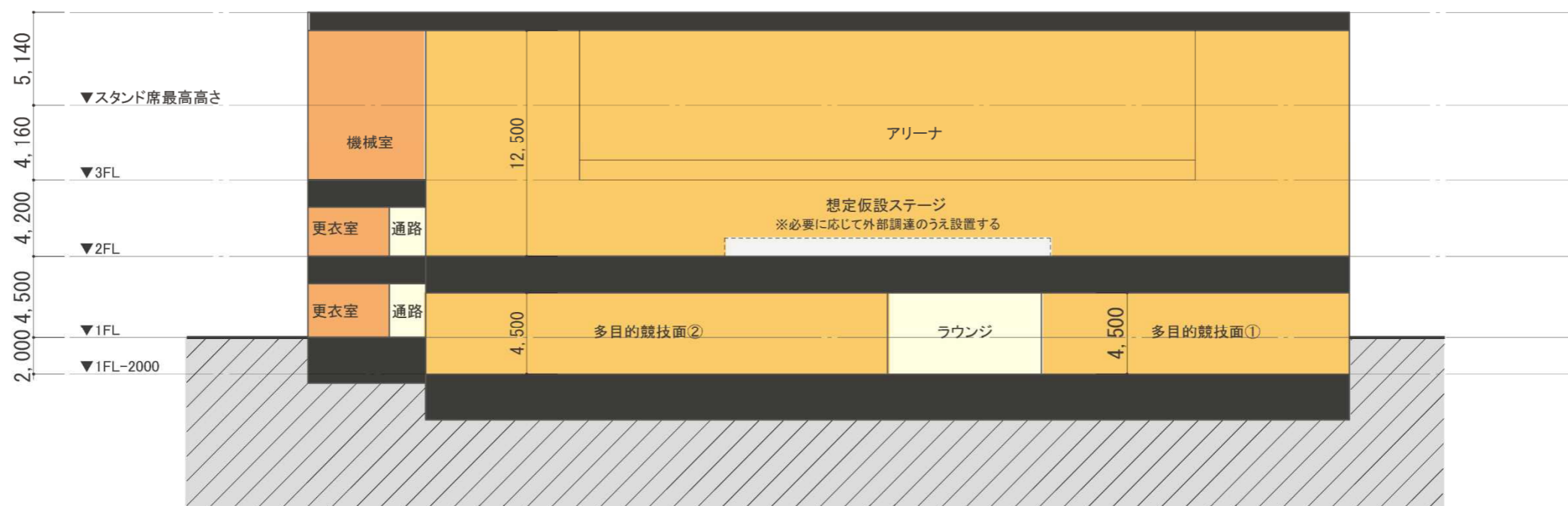
アリーナ観覧席
 ・ 固定席 484 席、移動観覧席 630 席、車いす席 16 席
 ・ 仮設席 (パイプ椅子等) 949 席

階数	面積 (m ²)	備考
1階	3,071	
2階	3,105	アリーナ面1,907m ²
3階	1,342	
4階	528	
合計	8,046	

4.6. 体育館兼講堂 / 断面図

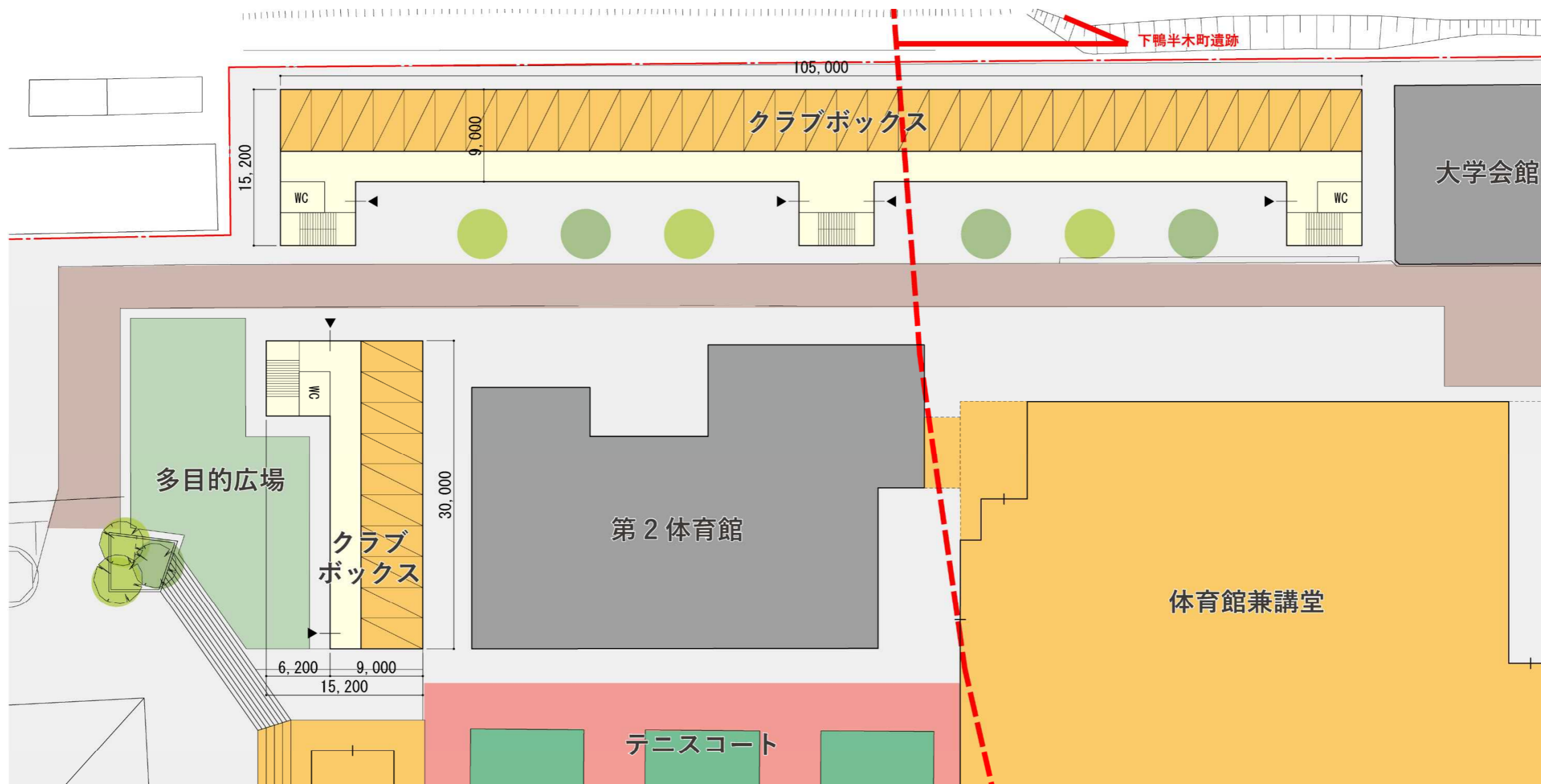


東西断面図



南北断面図

4.7. クラブボックス / 平面図・断面図



平面図



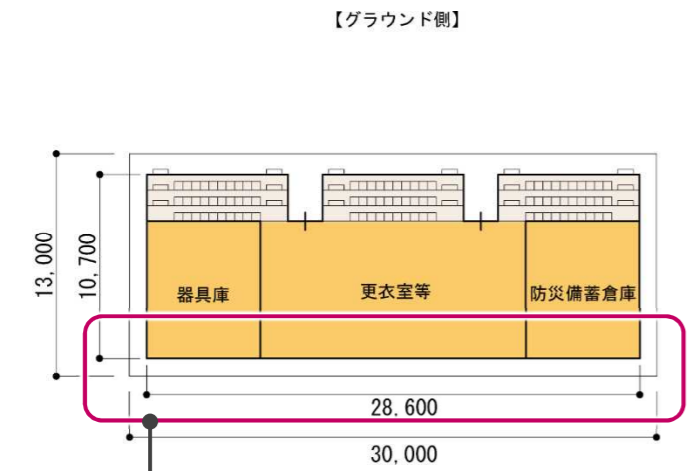
断面図

- ・ 大学会館西：70室
- ・ 第2体育館西：20室

階数	面積 (㎡)	備考
1階	1,395	1室18㎡、45室
2階	1,395	1室18㎡、45室
合計	2,790	

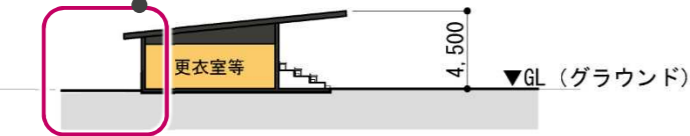
4.8. 観覧スタンド・屋外ステージ・弓道場 / 平面図・断面図

観覧スタンド



基本設計段階において、2.4 に示すグラウンドエントランス機能の拡充を図る

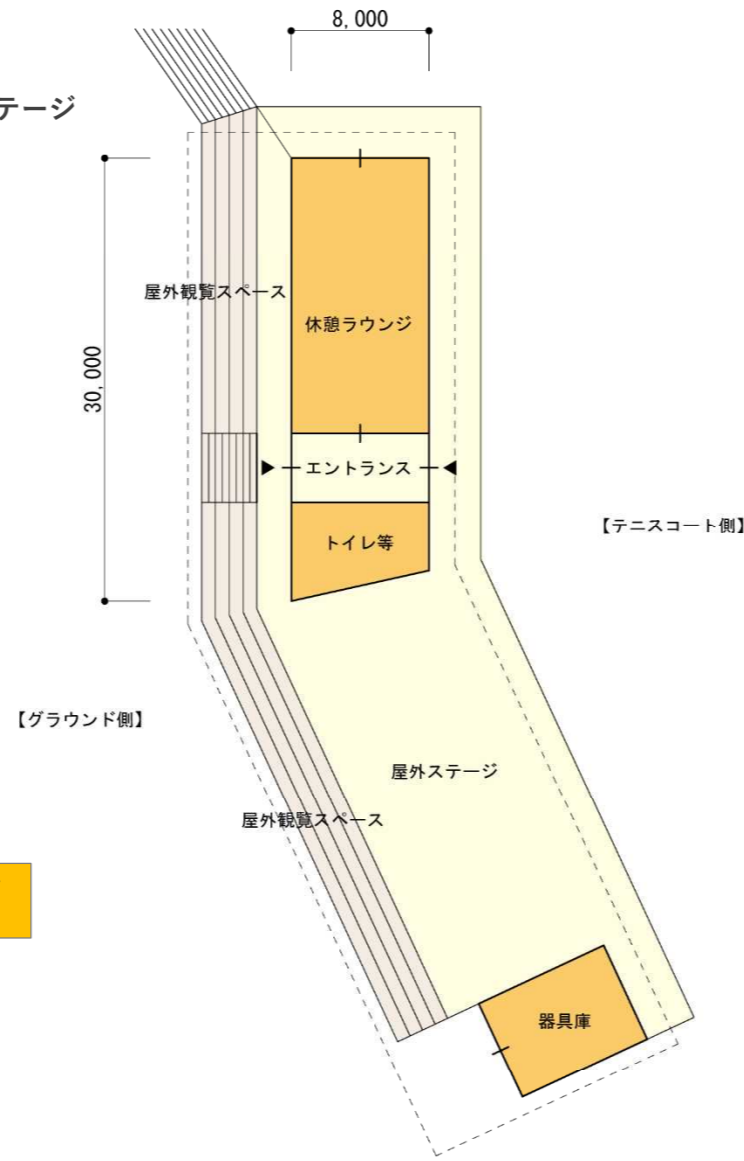
平面図



断面図

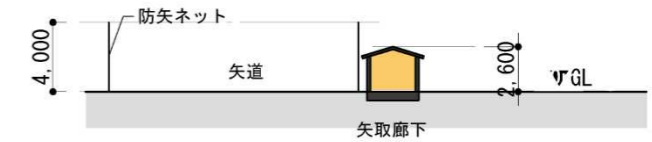
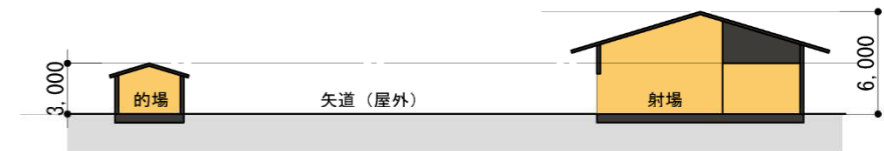
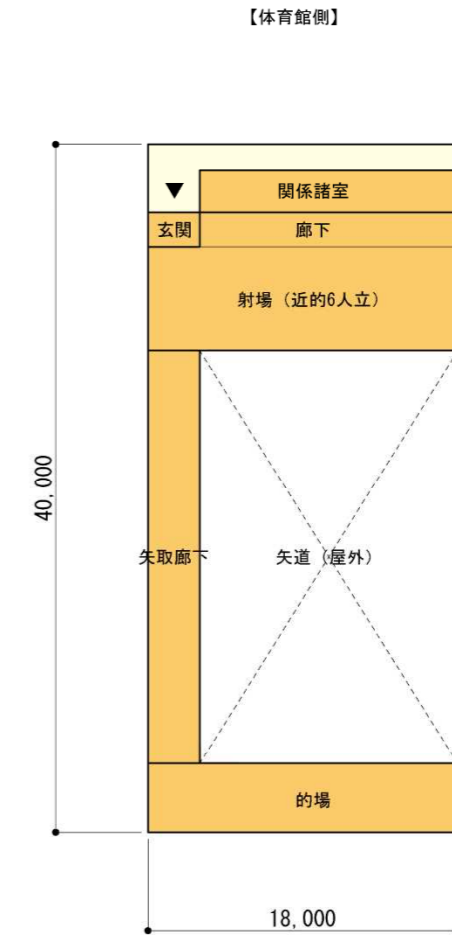
階数	面積 (㎡)	備考
1階	400	観覧席90席
合計	400	

屋外ステージ



階数	面積 (㎡)	備考
1階	250	休憩ラウンジ、器具庫
ステージ	500	
観覧席	180	
合計	930	

弓道場



階数	面積 (㎡)	備考
1階	360	
矢道部	360	屋外スペース
合計	720	

4.9. グラウンド活用イメージ

グラウンドは、以下のイメージのとおり、3パターンのように3分割の予約枠を設け、多様な活用ニーズにバランスよく応えることができる計画とする。なお、グラウンド端部のフラッグ又は人工芝に競技に支障が出ない範囲で目印となるラインを敷設等により、3分割の境界を明示するものとする。

全面利用 / 野球場1面、サッカーコート（フルコート1面）：（練習、アマチュア大会等）



3分の1利用イメージ（北） / 野球：（練習メニューは限定）、サッカーコート（ハーフコート1面）：（練習等）
3分の1の利用（中央） / 屋外競技の練習等、サッカーコート（ハーフコート1面）：（練習等）
3分の1の利用（南） / 屋外競技の練習等、観覧スタンドを利用したイベント等



3分の2の利用 / 野球場1面：（練習等）、サッカーコート（ハーフコート2面）：（練習等）
3分の1の利用 / 屋外競技の練習等、観覧スタンドを利用したイベント

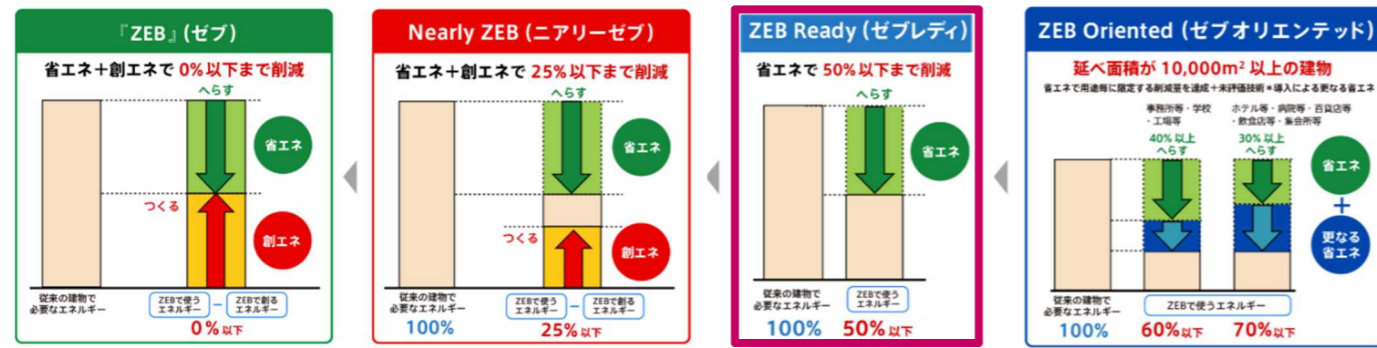


5. 設備計画

5.1. スポーツ施設の機械設備計画

5.1.1. 基本方針

- ・ 学生、教職員、周辺住民等が安心して、長期に利用できる施設として、信頼性と拡張性を持つ機械設備を計画する。
- ・ 省エネ基準や京都府・京都市条例等に適合するために、再生可能エネルギーの有効活用、省エネルギー性の高い設備システムの採用を検討する。
- ・ ZEB ready 相当を目指す。



(出典：環境・省エネルギー・計算センター)

5.1.2. 熱源設備

- ・ 体育館兼講堂は、大空間で負荷の大きい居室となる為、セントラル熱源による空調機方式の採用を検討する。配管方式は季節ごとに冷水と温水の供給を切り替える冷温水2管式とする。
- ・ セントラル熱源は高効率な電気熱源（高効率モジュールチラー等）の採用を検討する。
- ・ 体育館兼講堂でも大空間ではない個室では、個別制御性、操作性の高いパッケージ空調機方式の採用を検討する。大学という施設特有の運用スケジュールを考慮し、電力デマンドへの影響が少ないガスエンジンヒートポンプパッケージ空調機（GHP）を主体に検討する。
- ・ 屋外ステージ、弓道場、クラブボックスにおいて、空調の必要な部屋は、個別制御性、操作性の高いパッケージ空調機方式の採用を検討する。

5.1.3. 空調設備

- ・ 求められる環境・操作性・運転スケジュールを考慮し、室毎に最適な空調方式を採用する。
- ・ 使用時間を考慮し、空調機系統を分割し、ゾーニングする。
- ・ メンテナンス性に考慮した位置に空調機を設置する。
- ・ 許容騒音値以下となるよう消音器や設置場所の工夫、能力の分散、隠蔽型の機種選定等の計画を行う。
- ・ 体育館兼講堂の2階競技面は、気流に配慮（バトミントン対応）した空調計画を検討する。
- ・ 体育館兼講堂の2階競技面や観覧席への外気量が多くなる為、自然エネルギーの活用を行い躯体下部の空間を利用したクールヒートチューブからの外気取入れによる外気負荷削減を検討する。
- ・ 個室の外気処理は、全熱交換器を採用し負荷の削減を図る。
- ・ 室内設定温湿度は、冷房時 26℃・湿度制御成行、暖房時 22℃・40%RH で計画する。

- ・ 設計用外気温湿度条件（空調機能力算定条件）は以下のように想定する。

項目	乾球温度 (°C)	相対湿度 (%RH)	絶対湿度 (g/kgDA)	比エンタルピー (kJ/kgDA)
夏期	37.1	43.6	17.5	82.2
冬期	0.5	67.6	2.4	5.3

(出典：国土交通省 建築設備設計基準令和6年度版 京都)

- ・ 主たる居室の空調方式は以下のように想定する。

施設区分	主たる居室等	空調方式
体育館兼講堂	2階競技面・観覧席	空調機（全熱交換器有）
	1階多目的競技面	GHP+全熱交換ユニット
	事務室	GHP+全熱交換ユニット
屋外ステージ	コミュニティ施設	GHP+全熱交換ユニット
弓道場		(空調ありの場合) GHP+全熱交換ユニット
クラブボックス	-	GHP+全熱交換ユニット

5.1.4. 換気設備

- ・ 居室に関しては、人員 1 人あたり 30m³/h を供給する計画とする。
- ・ 室の使用用途に応じて、臭気・塵埃・湿気・熱などの除去を目的に換気設備を設置する。
- ・ 本計画における換気方式と換気量は以下のように想定する。

対象室名	換気目的	換気方式	換気回数 (回/h)	備考
機械室	熱	第一種	2~5	機器発熱により変動
トイレ	臭気	第三種	10	-
湯沸室	熱、臭気	第三種	10	-
倉庫・器具庫	湿気、臭気	第一種 第三種	3~5	-

5.1.5. 排煙設備

- ・ 建築基準法に準拠し、排煙設備を設置する。建築計画で機械排煙が必要となった場合は、設置を検討する。

5.1.6. 自動制御設備

- ・ 空調設備の省エネルギー、保守管理の省力化、安全性及び快適な環境の確保を目的とした自動制御設備を計画する。
- ・ 制御の迅速性、故障時影響範囲のミニマム化、危険分散化、中央監視システムとの通信による管理の集中化を目的とした制御方式を採用する。
- ・ 下鴨キャンパス全体の設備機器を監視している中央監視装置（電気工事）にて、設備機器の警報監視・簡易な操作を行えるよう計画・検討する。
- ・ 配線はエコケーブルとする。

5.1.7. 給水設備

- ・市水本管からの給水引込は、南側本管 150Φからの引込とする。既存引き込み管を利用できるか今後検討する。
- ・給水日使用水量の計算は、想定人員数 x70L/日・人程度を想定し、かつBCPを考慮した上で、受水槽容量を想定する。
- ・水槽類の耐震性を高めると共に、地震時に破損した配管からの水の流出を防ぐために、緊急遮断弁装置を設置する。
- ・夏季休暇等の給水使用量が減る時期に水槽内の残留塩素が低下することを防止するために、設定水位切替制御を設けるなどの工夫を検討する。
- ・建物屋根面（体育施設兼講堂）に降る雨水を貯留し、屋外散水に利用する雨水利用設備については、基本設計時に採否を検討する。
- ・グラウンドに屋外散水を計画する。

5.1.8. 給湯設備

- ・シャワー系統は、湯量が多いため連結型ガス瞬間湯沸機にて給湯する計画とする。設置場所は、供給箇所になるべく近い屋外で計画する。
- ・給湯室等は、局所式の電気温水器を設置する計画とする。
- ・トイレ手洗は局所式の電気温水器を設置し、湯水混合自動水栓とする。

5.1.9. 排水・通気設備

- ・屋内外は汚水・雑排水合流式とし、下鴨キャンパス敷地南側道路にある下水道本管 250φに放流する計画とする。雨水（南側側溝放流）とは分流とする。
- ・給湯室の排水は、衛生に配慮し、屋外まで単独配管としたうえで屋外にて合流とする。

5.1.10. 衛生器具設備

- ・衛生器具の選定方針は以下のように想定する。
 - 1) 節水性の高い衛生器具
 - 2) トイレ洗浄は非接触式、大便器は洗浄便座を全数設置
 - 3) 手洗器は自動混合水栓
 - 4) 多目的トイレにオストメイトを設置
 - 5) エアタオルの要否は基本設計業務時に検討

5.1.11. 消火設備

- ・消防法・火災予防条例及び建築基準法に準じ適宜計画する。

5.1.12. 都市ガス設備

- ・下鴨キャンパス敷地南側道路のガス本管より低圧ガスを引込み、GHPとガス瞬間湯沸器（シャワー用）に供給する。既存ガス引き込み管を利用できるかは基本設計業務時に検討する。
- ・ガス取引きメーターは、建物毎にそれぞれ設ける計画とする。

5.2. スポーツ施設の電気設備計画

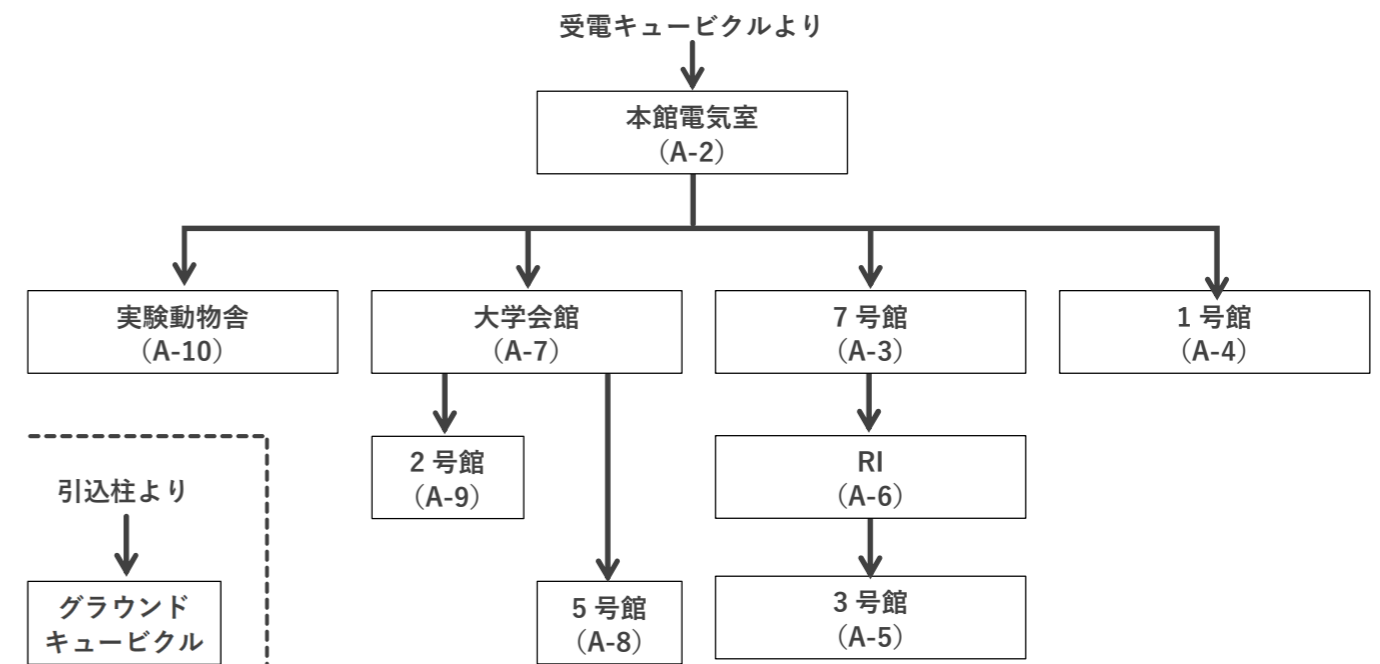
5.2.1. 基本方針

学生、教職員、地域住民等が安心して、長期に利用できる施設として、信頼性と拡張性を持つ電気設備を計画する。

省エネ基準や京都府・京都市条例等に適合するために、再生可能エネルギーの有効活用、省エネルギー性の高い設備システムの採用を計画する。

5.2.2. 電力引込設備

- ・既設本館電気室より、1号館・7号館・大学会館・実験動物舎キュービクルへ高圧分岐しており、更に各々のキュービクルから別のキュービクルへ高圧分岐されている。
- ・また、グラウンド関連への施設には、本館系統とは別で高圧引込みをしており、グラウンドキュービクルにて送電をしている。
- ・そのため、新設、撤去建物のローリング計画を考慮し、工事範囲外の建物が長期停電しないよう対策・ローリング計画を行う。（既設本館電気室は地階に設けられているため、基本設計業務時には高圧分岐盤の増設の可否や停電時間等を調査し、関係者との協議を行う。）



図：既設受変電設備ブロック図

5.2.3. 受変電設備

- ・受変電設備はハザードマップによる浸水高さを考慮した位置に設置する。また、将来更新のための搬入経路や改修に伴う増設を考慮した設置スペースの確保を行う。
- ・体育館兼講堂にて高圧分岐等を行い、本計画におけるスポーツ施設へ配電を行うことにより、施設用途による、わかりやすいゾーニングとなるよう計画する。(新設スポーツ施設関連の建物は新設体育館に設置するキュービクル、グラウンド関連の施設はグラウンドキュービクルより送電する等)

5.2.4. 非常用発電機設備

- ・体育館兼講堂が避難所としての機能が確保できるよう非常用発電機を設置する。
- ・非常用発電機は 72 時間以上稼働が可能なように長時間型とし、稼働に必要な燃料を、地下タンクを設け備蓄するものとする。また、設置場所は浸水高さを考慮した位置に設置するものとし、送油ポンプにおいても浸水高さを考慮した位置、仕様の決定を行う。
- ・非常用発電機により、停電時に防災負荷および保安負荷へ電源供給を行う。(※保安負荷：共用部などの照明コンセントの一部を想定。その他必要負荷など電源供給については、基本設計業務時の検討による。)
- ・非常時物資搬入に必要な照明等においても必要に応じ非常用電源の供給を行う。

5.2.5. 幹線設備

- ・電灯コンセント設備は 1φ3W 210V—105V、動力設備は 3φ3W210V にて送電する計画とする。
- ・配線はエコケーブルによる配線を主体とした計画する。
- ・各施設で接地極を敷設する計画とする。

5.2.6. 中央監視設備

- ・下鴨キャンパス全体の設備機器を警報受信している中央監視設備に、本計画における新設建物設備機器の警報等を接続する。

5.2.7. 動力設備

- ・エリアおよび用途に応じた動力盤を設け、熱源、空調、衛生設備等への電源供給を行う。

5.2.8. 電灯コンセント設備

- ・分電盤を各 EPS に設置し、受持ちエリアを想定した電源供給を行う。
- ・光源は LED とし、室の用途に応じた制御を行い、省エネルギーに配慮した計画とする。
- ・体育館兼講堂や弓道場等、競技を行う室の照度は JIS 競技区分Ⅰを満たせる照度の確保を行い、他競技、多用途にも対応できるよう調光可能な計画とする。
- ・非常用照明が必要となる箇所については電池内蔵型 LED 光源の非常用照明を適宜設ける計画とする。
- ・コンセント設備は、各室用途に合わせた計画を行う。

5.2.9. 電話・情報設備

- ・電話の引込はキャンパス内に設置されている MDF より各施設に引込む計画とする。
- ・情報 LAN 配線はキャンパス内に設置されているサーバー室より各施設に引込む計画とする。
- ・TEL、情報用アウトレットについては適宜配管配線を設ける計画とし、機器については別途工事とする。

5.2.10. 放送設備

- ・下鴨キャンパス内に設置されている非常用放送設備と連携・接続を行う。
- ・下鴨キャンパス内チャイムについては、授業でも使用を想定される施設についてはキャンパスと同時刻のチャイムが鳴らせるよう計画を行う。
- ・体育館兼講堂には使用想定用途を考慮した個別音響設備の計画を行う。
- ・体育館兼講堂の 2 階競技面、1 階の多目的競技面等については、地域住民による用や大学が主催する式典・講演会等も行う可能性があるため、スピーカーは指向性を考慮した分散配置とし、明瞭度や操作性についても配慮した計画とする。(使用想定用途については基本設計時の検討による)
- ・個別放送 AMP を設ける部屋には、カトリレーコンセントを設け、非常放送が確実に鳴動できる計画とする。

- ・消防法上の警報設備は非常放送による音声警戒を主とするが、下鴨キャンパス内の警報設備と連携・接続を考慮した計画とする。

5.2.11. TV 共聴設備

- ・必要に応じ各施設に UHF アンテナを設置する計画とする。
- ・TV アウトレットの有無については、室用途を考慮し、適宜配置する。

5.2.12. インターホン設備

- ・用途や運用方法を考慮し、適宜計画を行う。

5.2.13. トイレ呼出設備

- ・多目的トイレには呼出し設備を設置し、現地での点滅及びブザーを設置し、キャンパス内にある主装置に接続する計画とする。

5.2.14. ITV 設備

- ・防犯上重要な箇所に ITV カメラを適宜設置し、下鴨キャンパス内にある主装置に接続する。

5.2.15. 入退室管理設備

- ・鍵施錠によるセキュリティ計画を主とするが、セキュリティ性能を向上させる必要がある部屋などには、テンキーもしくはカードリーダーなどを設ける。
- ・学生、教職員、地域住民等、利用者や利用目的に応じたセキュリティーゾーニングを設定し、必要な設備を設ける。(詳細は基本設計業務時の検討による)

5.2.16. 電気時計設備

- ・体育館兼講堂に親時計の計画を行い、弓道場・グラウンドへ送る計画とする。クラブハウス、屋外ステージ、及び観覧席は電波時計の計画を行う。
- ・下鴨キャンパス内に親時計が設けられる場合は、キャンパス全体で時刻が合うよう連携を行う。

5.2.17. 火災報知・自動閉鎖防排煙設備

- ・消防法及び建築基準法に準じ適宜計画する。
- ・各施設に受信盤を設け、下鴨キャンパス内にある総合受信盤へ一括警報を送る計画とする。

5.2.18. 雷保護設備

- ・建築基準法に準拠して外部雷保護設備 (JIS—A—4201—2003 保護レベルⅣ) に対応した避雷針設備を計画する。
- ・内部雷保護については、必要に応じ分電盤などに SPD(避雷器) を設けるや等電位接地を行う計画とする。

5.2.19. 太陽光発電設備

- ・京都市条例「京都市地球温暖化条例」に基づき、各施設の面積に応じ太陽光発電設備を計画する。

5.3. 機械設備計画 / 段階整備計画

5.3.1. 基本方針

下鴨キャンパス全体の段階整備工事に伴い、既存インフラ設備に支障がでるものについては、仮設インフラなどを設けることで、長期の利用停止を回避する計画とする。

5.3.2. 現況

- ・ 現在、既存インフラ設備は下記のように敷地内に供給されている。
 - 1) 給水：北東から1箇所、南から2箇所、南西から1箇所、市水本管から引き込まれている。給水は基本的に建物毎に設けられた受水槽へ引き込まれ供給されている。
 - 2) 下水：北東へ1箇所、南へ1箇所、南西へ1箇所、下水道本管へ接続されている。
 - 3) 都市ガス：東から3箇所、南から4箇所、都市ガス本管から引き込まれている。都市ガスは基本的に建物毎にガス取引メーターを設置して供給している。

5.3.3. 段階整備計画

- ・ 先行設備盛替工事は想定しない。
- ・ 解体される建物に対して供給されるインフラ設備の撤去を行う。
- ・ その後は順次、新築建物へのインフラ設備の敷設工事を行う。

5.4. 電気設備 / 段階整備計画

5.4.1. 基本方針

キャンパス全体の段階整備工事に伴い、既存インフラ設備に支障がでるものについては、仮設インフラなどを設けることで、長期の利用停止を回避する計画とする。

5.4.2. 現況

- ・ 電力引込みは敷地東側道路より高圧1回線で架空にて引込、本館北東部に配置されている屋外キュービクルで受電が行われている。
- ・ 屋外キュービクル受電盤より、既設本館電気室の饋電盤にて、1号館・7号館・大学会館・実験動物舎キュービクルと4系統へ高圧分岐し、更に各々のキュービクルから別のキュービクルへ高圧分岐されている。(5.2.2の図参照)
- ・ 電話引込みは敷地東側道路より架空にて主として既設本館に引き込まれている。また、既存情報通信設備(情報LAN、自火報、電話、放送、空調リモコンなど)は、主として既存本館および既存1号館と接続されている。

5.4.3. 段階整備計画

- ・ 仮囲いや仮設事務所設置に伴う工事の電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・ 第2体育館南側の軟式テニスコート先行解体、アーチェリー場東側雑目臨樹木伐採及び外構解体、既設第1体育館解体に伴う電源・情報通信線の撤去を行う。
- ・ グラウンド工事車両通行路区画設置に伴い既設植物園に接続されているNTT線の迂回工事を行う。
- ・ 情報通信設備の工事により支障が発生するインフラ情報通信ケーブルについては、仮設架空でケーブルを敷設し、工事による長期の支障を回避する計画とする。
- ・ 体育館兼講堂の幹線は、本館電気室(A-2)より送電を行う計画とする。
- ・ 体育館兼講堂より高圧分岐を行い、本計画におけるスポーツ施設(広場を含む)に送電することにより、施設用途によるわかりやすいゾーニングとし、保守管理が行いやすいよう配慮した計画とする。
- ・ 仮設体育館解体に伴う電源の撤去を行う。
- ・ クラブボックス、広場、弓道場新設に伴う電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・ 仮設事務所移転に伴う電源・情報通信線の盛替えを行う。

- ・ テニスコート、屋外ステージ、観覧席新設に伴う電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・ テニスコートへの電力は新設体育館より、屋外ステージ及び観覧席への電力はグラウンドキュービクルより送電を行う計画とする。
- ・ 既存外構、付属施設解体に伴う電源・情報通信線の撤去を行う。
- ・ テニスコート、野球場・サッカーグラウンド、外構、付属施設新設に伴う電源・情報通信線の供給・接続工事を行う。
- ・ 仮設事務所撤去に伴う電源・情報通信線の撤去を行う。

6. 運営管理体制等の計画

学生や地域住民の活動場所、コミュニティ空間を形成し、地域に開かれ、まちと結びつくキャンパスを目指すため、計画対象施設を有効に活用する運営管理体制等を計画した。

6.1. 計画対象施設等の業務内容

計画対象施設等の運営等に民間事業者のノウハウを活用することを目的に、運営等業務内容を以下のとおり計画した。なお、業務内容等は案として計画しており、後述する整備スケジュールに示す時期等において適切に見直しを行うものとする。

対象施設	業務項目	業務内容
体育館兼講堂、第2体育館	施設運営管理	・ 予約管理（授業・部活動優先枠を考慮） ・ 利用者受付、清掃、設備点検
	イベント・プログラム運営	・ スポーツ教室、地域向けイベントの企画・実施 ・ 大会や文化イベントの誘致・運営
	テナント誘致等	・ カフェ、物販、フィットネス関連サービス
	広報	・ SNS や大学 HP を活用した情報発信
グラウンド、多目的広場	施設運営管理	・ 予約管理（授業・部活動優先枠を考慮） ・ 利用者受付、清掃、設備点検
	イベント・プログラム運営	・ スポーツ教室、地域向けイベントの企画・実施 ・ 大会や文化イベントの誘致・運営
	広報	・ SNS や大学 HP を活用した情報発信
テニスコート	施設運営管理	・ 予約管理（授業・部活動優先枠を考慮） ・ 利用者受付、清掃、設備点検
	イベント・プログラム運営	・ テニススクールやレッスン事業の実施 ・ ピックルボール等のニュースポーツ導入検討
	広報	・ SNS や大学 HP を活用した情報発信

6.2. 運営管理体制等の計画

前項の業務内容をもとに、下鴨キャンパス内の敷地の有効活用・テナントの誘致可能性・出店可能性も含め、民間事業者ヒアリングを行った結果、本計画時点においては「府立大の運営関与を残したうえで民間事業者の企画・運営ノウハウを活かす「業務委託」の可能性が見えてきた。

業務委託では、公募型プロポーザル方式を採用し、「府立大が一定程度の業務仕様を示したうえで、業務内容によっては民間事業者の提案によって当該業務仕様を決定する」ことを目指すものとする。

なお、スポーツ施設運営企業の意見の傾向は次表のとおりである。

No.	ヒアリング項目	主な意見の傾向（スポーツ施設運営企業）
1	事業領域の関心について	・ スポーツ施設の基本的な運営は複数の事業者にとって関心が高い領域である一方、物販や収益施設など投資や採算性のリスクが伴う領域には消極的な傾向がみられた。 ・ また、大学特有の制約（利用時間の限定、学生優先枠、立地条件）が各領域の判断に大きく影響している点が共通して指摘された。
2	収益化の方向性について	・ 持続的な収益化が見込めるのは教室事業や大会誘致であり、時間貸し・イベント開催・物販販売は制約が多く、単独で強い収益を生むモデルとしては評価されにくいという傾向が明確に表れた。
3	グラウンドを活用したイベントについて	・ 最も現実性が高いのはスポーツ大会・地域の学校行事等の利用であり、地域交流イベントも一定の可能性はあるが、騒音や規模の制約が大きいという傾向が示されていた。また、芝生整備の方向性と、天候・騒音対策が活用検討の主要なポイントとなることが共通して示された。

No.	ヒアリング項目	主な意見の傾向（スポーツ施設運営企業）
4	契約期間のイメージについて	・ 短期では投資回収が難しく、長期では需要変動、物価変動リスクが増すため、業務委託とする場合でも10年前後を適当とする考えが中心であった。
5	望ましい運営管理体制について	・ 完全民営ではなく、公的関与を残したうえで民間の運営力を活かす「運営業務委託型」が最も適合するという傾向が明確であった。

生活・サービス関連企業の意見の傾向は次表のとおりである。

No.	ヒアリング項目	主な意見の傾向（生活・サービス関連企業）
1	事業領域の関心について	・ 生活・サービス関連企業の多くは、大学敷地内は商業施設としての採算性が低いと評価しており、学生数約2,000人では売上確保が難しいこと、長期休暇中の利用減、周辺の人通りの少なさから、大学内テナント参画や下鴨中通沿いのテナント参画には慎重な姿勢が目立った。 ・ 大学関係者向けの運営を前提としたサテライト型の小規模店舗であれば参画可能とする意見もあり、大学施設内での立地次第では一定の意欲を示す事業者も存在した。 ・ 商業ではなく、現在の6号館付近の土地は、福祉サービスの市場性があると評価し、具体的な活用可能性を挙げる意見が確認された。 ・ 大学周辺の立地特性から商業参入のハードルは高いが、特定の条件（学生動線に近い、小規模運営、福祉用途など）を満たす場合には参画の可能性があるという意見の傾向が示された。
2	希望する土地・建物の活用形態	・ 「大学内部の経済規模だけでは成立しにくい」という前提のもと、大学側の既存組織との協力体制や、小規模・限定的な形態での参画が現実解とされる傾向が強かった。
3	契約期間のイメージについて	・ 商業・福祉いずれの用途でも短期契約は成立しにくく、10年以上の中長期契約が参画に必要な前提条件となっている。

7. 概算事業費

計画対象施設の配置計画、平面計画等を基に、公的な単価や先行類似事例を参考に概算事業費を以下のとおり算出した。なお、以下の費用は後述する従来手法の場合における費用である。また、令和7年度時点の単価等を前提にしていることから、今後の物価変動等に応じ、適切に見直すものとする。

項目	概算事業費 (億円：税込)
調査・設計費・工事監理費	9
建設費	126
備品費・外構整備費 (グラウンド含む)	15
合計	150

なお、有利な地方債を活用することで上記費用の軽減を図る。

8. 整備手法

8.1. 整備手法とは

整備手法とは、国内の公共施設を対象とした場合において、建築物や土木構造物等の施設を整備（設計、建設）する手法のことを言い、整備の対象施設に係る公共事業の枠組み、又は業務や事業の発注手順を指す言葉といえる。

8.2. 本計画の対象施設の整備に係る業務内容の整理

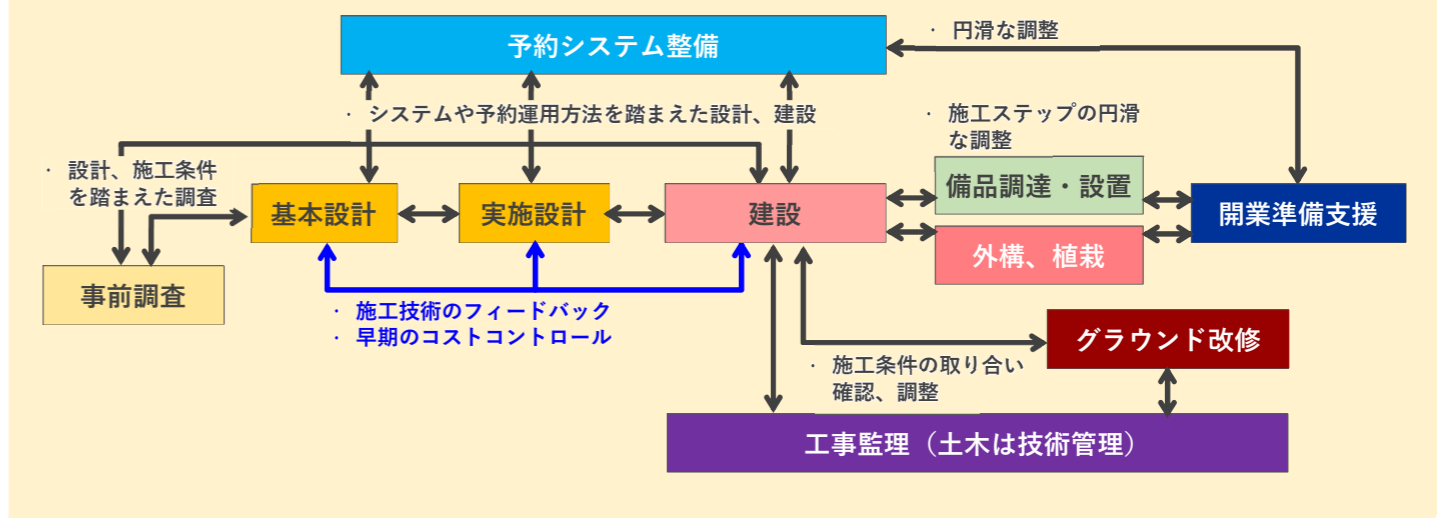
整理 No.	業務名	業務概要
1	解体設計、解体工事	・ 既存施設の解体工事に必要な解体設計、解体工事・撤去・処分業務 ・ 既存樹木の伐採・伐根・再利用又は処分を含む ・ 府立大学が個別に発注することを予定する
2	事前調査	・ 検討対象施設の整備に必要な事前調査業務 ・ 敷地測量、地質・地歴調査、地下埋設物・埋蔵文化財調査、土壌汚染調査
3	基本設計	・ 検討対象施設の基本設計業務 ・ 必要な諸室の性能、仕様を決定する
4	実施設計	・ 検討対象施設の実施設計業務 ・ 基本設計をもとに、建設工事に必要な建材選定・各種収まり等の設計を行う
5	各種許認可申請	・ 検討対象施設の着工に必要な、建築基準法・都市計画法等に基づく許認可の申請業務
5	工事監理	・ 検討対象施設の工事監理業務 ・ 独立性、透明性が求められる
6	建設工事（新築/建築、電気、機械）	・ 検討対象施設のうち、建築物の新築工事 ・ 建築工事、電気工事、機械工事を含む
7	外構、植栽工事	・ 検討対象施設の工事対象範囲における外構、植栽工事 ・ 京都府立植物園との境界の安全性・美観・維持管理性の改善工事
8	グラウンド改修工事	・ グラウンドの排水・土壌改善、既存工作物・構造物の修繕、コートライン用のマーカー設置等 ・ 野球用バックネット、グラウンド北側防球ネット、グラウンド照明器具の修繕・美装 等 ・ 境界フェンスの改修・美装・入れ替え、グラウンド南側道路境界擁壁の安全性確保及び必要な対策工事等
9	備品調達・設置	・ 検討対象施設の備品調達、設置工事
10	予約システム整備	・ 検討対象施設の予約システムの設計、設備設置・両大学の各システム等との調整支援業務
11	開業準備支援	・ 検討対象施設の開業準備に必要な、法人職員等への説明会実施、各種マニュアル整備、設備試運転、維持管理・修繕計画（案）の整備

8.3. 整備手法の一例及び期待される効果

整備手法の一つとして、設計施工一括発注方式（デザインビルド方式：Design Build 方式：以下「DB 手法」という）があり、DB 手法に期待される効果は以下のとおりである。

なお、以下のイメージ図は、8.2 に示す全ての業務内容（民間テナント誘致を除く）を、一つのコンソーシアム（企業連合）に発注した場合を示している。

DB 手法コンソーシアム



8.4. 検討目的

整備手法の検討では、8.3 に示す効果が本計画の整備方針実現にとって有効かどうかの検討を行い、本計画の実現に資する最適な整備手法を選定することを目的とする。

8.5. 整備手法の提案

8.5.1. 定性的評価

a) 整備手法の評価方法

本計画は早期の実現を目指しており、整備手法には効率的・効果的な方法であることが望まれる。

また、本計画の円滑な推進にあたっては、本計画に示す効果的な財源の活用も含むコスト抑制策も重要であり、整備手法においても「手戻りの防止、配置技術者の効率化、早期のコストコントロール等によるコスト縮減効果」を期待するところである。

加えて、本計画の担い手となる民間事業者の選定にあたっては、健全な競争環境を実現し、本計画の実現と技術的課題等の改善に係るより良い提案を行える者、又は技術提案の調達に繋げることが重要と考えられる。

以上の考え方より、整備手法は以下の4項目にて定性的に評価を行うものとする。

評価項目	評価の考え方
効率的な整備	・府立大学の発注手続きの効率化、建設費の早期把握、異業種ノウハウフィードバックの手戻りの防止、業務間調整・引継ぎ手間抑制等による、整備スケジュールの短縮や円滑な整備が期待できることについて評価する
効果的な整備	・民間事業者の創意工夫あるノウハウの発現を期待できることについて評価する
コスト縮減効果	・効率的な整備の要因に起因し、コスト縮減効果の発現を期待できることについて定性的・定量的に評価する
競争環境の確保	・従来手法に比べ、異業種の企業がコンソーシアムを組成する必要がある整備手法に対し、より良い競争環境が確保できるかどうかについて相対的に評価する

b) 定性的評価

a)に示す評価項目に沿い、以下のとおり評価をおこなった。

評価項目	従来手法	DB手法				PFI手法 BT方式	
		基本設計先行型		基本設計一体型		SPCなし 建設JV (乙)	SPCあり
		工事監理 一体型	工事監理 分離型	工事監理 一体型	工事監理 分離型		
効率的な整備	○	◎	○	○	○	△	△
効果的な整備	△	◎	◎	◎	◎	○	○
コスト縮減効果	○	◎	○	◎	○	△	△
競争環境の確保	◎	○	△	○	△	△	△

【凡例】◎導入効果の発現が期待できる / ○導入効果の発現は期待できるが、課題もある / △評価項目に沿わない

8.5.2. 定量的評価

定量的評価は、定性的評価において「△」評価のないDB手法 / 基本設計先行型・基本設計一体型と従来手法について評価を行った。

項目	概算事業費（億円：税込）		
	従来手法	DB手法※	
		基本設計先行型	基本設計一体型
調査・設計費・工事監理費	9	9	9
建設費	126	124	124
備品費・外構整備費 (グラウンド含む)	15	15	15
合計	150	148	148

※DB手法（基本設計先行型は、DB手法のコスト縮減効果として、分離発注としないことで共通経費や責任者の配置が抑制できるものとし以下の削減効果割合を乗じた。削減効果割合は、以下の工事費・委託費内訳を設定し、現場管理費・諸経費割合に削減率10%を見込んだ結果を用いた。なお、削減効果割合は工事監理費、建設費に乗じている。

※DB手法（基本設計一体型）は、基本設計分離型同様の削減効果割合を基本設計費、工事監理費、建設費に乗じている。

委託費項目	直接人件費	直接経費	その他原価	一般管理費	削減効果割合
従来手法	40%	5%	20%	35%	-
DB手法	40%	5%	×0.9 18%	35%	98%

請負費項目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	削減効果割合
従来手法	60%	10%	20%	10%	-
DB手法	60%	10%	×0.9 18%	10%	98%

▼ 補足 削減率とは

削減率とは、内閣府の公表する「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の手引き」において規定される考え方であり、「PPP/PFI手法を導入することによって期待できるコスト削減の割合」を表す用語である。同手引きのQAのうち、Q11では以下の記述があり、本調査のように官民連携手法導入可能性調査段階では、削減率を「10%」を初期値としている。

『策定の手引では、「PPP/PFI手法簡易定量評価調書」に用いる削減率等の数値について、「個別の事業の特性に応じて、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査により得られた整備等の費用削減率、利用料金収入の増加率等を活用して得られた数値を簡易な検討の計算表に記入することで算定することが考えられます」としています。もっとも、簡易な検討段階においては民間事業者への意見聴取等が困難であることも考えられるため、下記数値を初期値として設定しています。』

削減率が発現する要因は、主に「複数の工事・異業種の一括発注による共通費の削減」、「異業種のノウハウのフィードバックによる効率的な施設整備等による費用・経費の削減」、「管理者の統一による人件費の削減」、「異業種一括発注による手戻りの防止による経費削減」等にあると考えられる。

そのため、削減率は全ての費目に対して一様に適用するのではなく、前述の効果が期待できる費目に対して乗じることが適切であると考えられる。

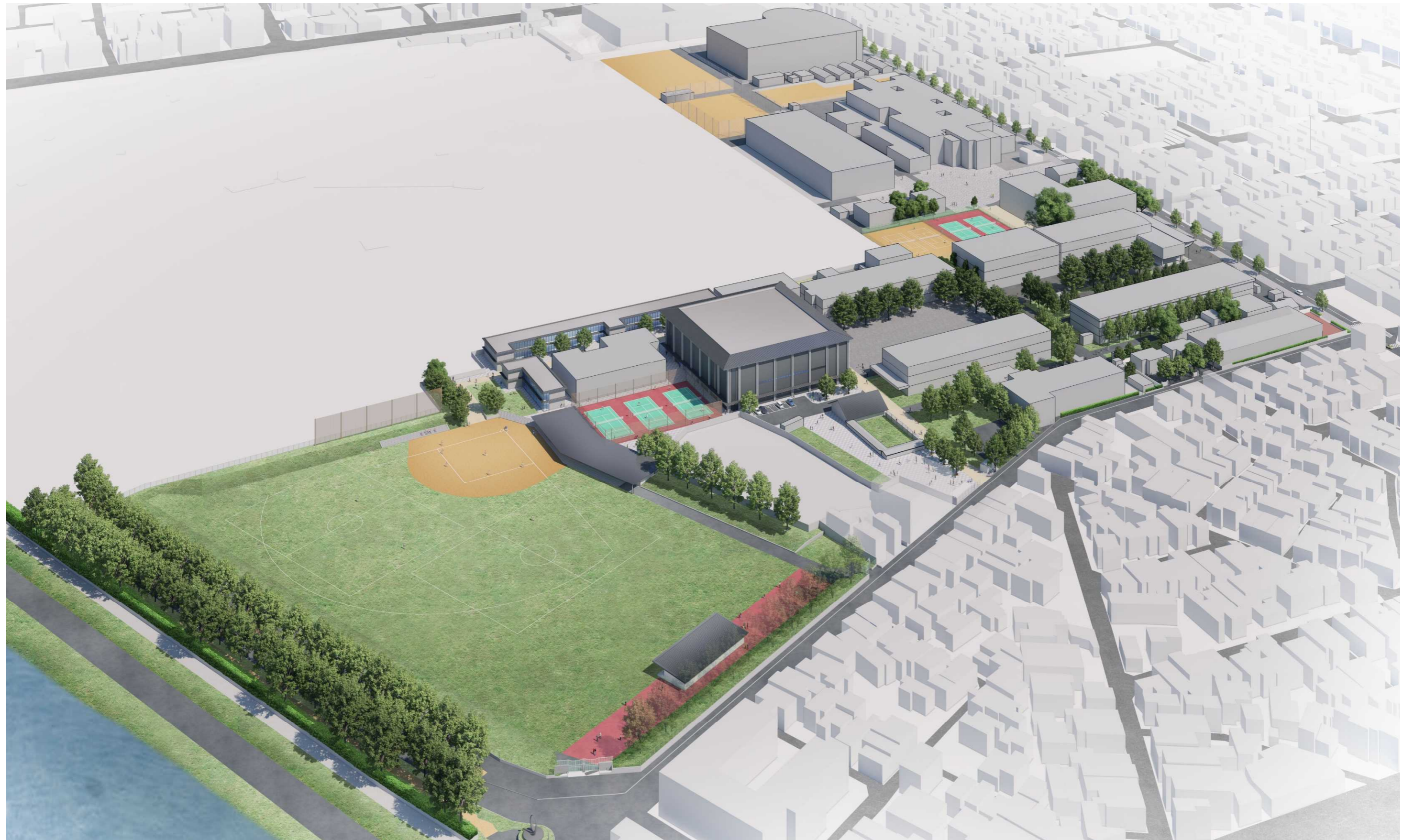
8.5.3. 整備手法の提案

定性的評価より、本計画の整備方針に沿い、「建設費の早期把握を実現しながら、効率的・効果的な整備によって早期の計画実現を目指す」ことが期待できる整備手法はDB手法（基本設計先行型/工事監理一体型）と評価する。

定量的評価より、DB手法は従来手法に比べコスト縮減効果がより発現することが見込まれるが、近年の物価上昇傾向を踏まえると、その効果を過大に見込むことは不適切である。評価の結果、定性的評価において優れているDB手法（基本設計先行型）、DB手法（基本設計一体型）は、従来手法からのコスト削減効果に大きな差は生じない見込みと評価した。

よって、本計画では、整備方針の早期実現とDB手法による効率的・効果的な整備を重視し、整備手法としてDB手法（基本設計先行型/工事監理一体型）を検討する。

9. 整備イメージ
9.1. 鳥瞰図



9.2. アイレベル①（体育館兼講堂の様子）



9.3. アイレベル②（正門通り・大学会館前の様子）



9.4. アイレベル③（体育館兼講堂と弓道場の様子）



11. 基本設計業務における配慮事項

計画対象施設の基本設計業務において重要と考えられる内容、及び本計画における課題等を「基本設計業務における配慮事項」として整理している。

11.1. 下鴨キャンパス全体

- ・下鴨キャンパスは計画対象施設の整備以後も施設等の更新・諸室の移転が行われる見込みである。基本設計業務においては、計画対象施設の供用開始時だけでなく、将来的な更新・諸室移転等の可能性を鑑み、業務を行うものとする。
- ・また、防災計画等の前提条件を踏まえたうえで、学生や地域住民の活動空間、コミュニティ空間形成のための仕掛けづくりを行うとともに、教職員の事務負担や工事中の大学運営への配慮を前提に、業務を行うものとする。

11.2. スポーツ施設

- ・体育館及びその他スポーツ施設においては、学生・大学運営・地域住民にとっての利便性や施設稼働率の向上、効果的な活用を目指している。
- ・基本設計業務においては、単に施設性能・仕様を満たすだけでなく、競技面等の予約枠・予約システムの構築と、学生のクラブ活動が制限されないことがないよう学生のニーズを確認しながら、前述の目標を達成するための業務を行う。

11.2.1. 体育館兼講堂

- ・体育館兼講堂は、東側の学舎エリアと西側のグラウンドを繋ぐ重要な施設となる。正門通りにおいてクラブボックスと一体的にコミュニティ空間を形成するだけでなく、体育館兼講堂内部も屋外との連続性や活動の関係性を確保できるよう、業務を行う。
- ・体育館兼講堂の建物用途は「集会場又は観覧場（京都市建築基準法条例）」と見なされる可能性があり、前面空地の確保方法が課題となる。基本設計業務においては適切な時期に関係機関との事前協議を実施し、対応策を成果に反映できるよう、業務を行う。

11.2.2. クラブボックス

- ・クラブボックスは学生利用だけでなく、多目的会議室、映像配信・編集室、民間テナント等、多目的利用・汎用性・用更新容易・2室1室への変更・適切なセキュリティゾーンとコミュニティ空間の両立に配慮し、業務を行う。

11.2.3. テニスコート

- ・テニスコートは、競技練習はもちろんのこと、多目的に活用できるよう、スポーツ施設の運営に携わる民間事業者の意見も参考としながら、設計業務を行う。

11.2.4. 屋外ステージ

- ・屋外ステージは、華美な設えとせず、目的に応じ設備増設や仮設物との一体的なステージ形成等、汎用性を重視する。
- ・また、降雪・降雨時の利用又は利用制限にも配慮し、耐久性やメンテナンス性を重視し、設計業務を行う。

11.2.5. 観覧席

- ・観覧席はグラウンド利用希望者の付加価値となるよう、利便性・安全性を確保する。

11.2.6. グラウンド

- ・グラウンドは排水改善方法を詳細に検討するとともに、ライフサイクルコストに配慮し、設計業務を行う。
- ・また、3分割する際の分割ラインの明示方法やコートラインの敷設方法等は学生や両大学の意向を踏まえ決定するものとする。

11.3. 外構

- ・植栽について、既存樹木に一定配慮しながら、京都府立植物園や北山エリア全体との繋がりを生む植栽計画を適材適所で行う。
- ・舗装等は機能性・耐久性・美観を重視しながらも、将来工事や重車両配置可能性等を府立大と協議のうえ設定し、業務を行う。

11.4. 施工計画等への配慮

- ・下鴨キャンパスは限られた敷地での施工となることから、施工ヤードや建設重機の配置等、施工計画に配慮し、設計業務を行う。
- ・既存の駐輪場、駐車場機能を施工期間中に確保するための方策も、基本設計業務において検討を行う。

11.5. 開業準備、運営業務への配慮

- ・諸室の規模や設備の検討においては、計画対象施設の運営（予約方法やセキュリティゲート等）や、開業準備時の大学運営に配慮し、設計業務を行う。